

仙台地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消請求事件

国側当事者・国(仙台北税務署長事務承継者仙台中税務署長)

令和5年12月25日一部認容・控訴

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 別紙2取消処分目録記載の処分及び各処分部分をいずれも取り消す。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを6分し、その5を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした
 - (1) 平成24年9月期の法人税の更正処分のうち、所得金額4億6562万3456円、納付すべき法人税額1億3868万2000円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分
 - (2) 平成25年9月期の法人税及び平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税の更正処分のうち、所得金額1億8062万3544円、納付すべき法人税額4517万1800円及び復興特別法人税額452万0900円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
 - (3) 平成26年9月期の法人税及び平成26年9月課税事業年度の復興特別法人税の更正処分のうち、所得金額3億8517万4067円、納付すべき法人税額9716万5500円及び復興特別法人税額973万3400円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
 - (4) 平成27年9月期の法人税及び平成27年9月課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、所得金額7億3201万4089円、納付すべき法人税額1億8572万9500円及び地方法人税額817万6200円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
 - (5) 平成28年9月期の法人税及び平成28年9月課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、所得金額3億6706万5091円、納付すべき法人税額8695万3500円及び地方法人税額382万8700円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
 - (6) 平成29年9月期の法人税及び平成29年9月課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、所得金額5億7146万4704円、納付すべき法人税額1億3301万1100円及び地方法人税額585万4200円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
- 2 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした
 - (1) 平成24年9月課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額29億9415万2000円、納付すべき消費税額4907万8400円及び地方消費税額1226万9600円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
 - (2) 平成25年9月課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額28億7564万6000円、納付すべき消費税額3652万7200円及び地方消費税額91

- 3万1800円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
- (3) 平成26年9月課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額32億6307万8000円、納付すべき消費税額4373万4500円及び地方消費税額1091万2400円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
- (4) 平成27年9月課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額43億1523万3000円、納付すべき消費税額6830万5800円及び地方消費税額1809万7500円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
- (5) 平成28年9月課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額36億2969万4000円、納付すべき消費税額8237万1700円及び地方消費税額2223万8700円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
- (6) 平成29年9月課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額48億5776万5000円、納付すべき消費税額3331万3500円及び地方消費税額899万6600円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分
- をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

電気工事業等を営む原告は、土木工事業を営む訴外株式会社A（以下「A」という。）に対する土木工事の外注費について、平成24年9月期から平成29年9月期までの事業年度（以下、平成24年9月期から平成29年9月期までの各事業年度を「本件各事業年度」という。）の法人税、復興特別法人税及び地方法人税の計算上、これを損金の額に算入するとともに、平成24年9月課税期間から平成29年9月課税期間（以下、平成24年9月課税期間から平成29年9月課税期間までの各課税期間を「本件各課税期間」という。）までの消費税及び地方消費税の計算上、仕入税額控除を適用して申告した。

これに対し、仙台北税務署長は、申告されたAに対する外注費の一部は、原告の従業員であった甲（以下「甲」という。）、乙（以下「乙」という。旧姓は●●）、丙（以下「丙」という。）及び丁（以下「丁」という。）並びにAの代表取締役である戊（以下「戊」という。）ら（以下、甲、乙、丙、丁及び戊らを「甲ら」、乙、丙、丁を「乙ら」という。）が行った工事代金の水増し請求によるものであり（以下、この水増し請求に係る甲らの行為を「本件不正行為」という。）、当該外注費のうち水増し金額分（以下「本件外注費水増し分」という。）は、役務の提供を受けた対価であるとは認められないから、これを損金に算入することも、仕入税額控除を適用することもできず、法人税の計算上、本件不正行為により生じた損失は、本件各事業年度の損金に算入され、当該損失に対応する損害賠償請求権は、当該損失が生じた事業年度の益金に算入されることになるなどとして、

- ①本件各事業年度の法人税の更正処分
- ②平成25年9月課税事業年度及び平成26年9月課税事業年度の復興特別法人税の更正処分
- ③平成27年9月課税事業年度から平成29年9月課税事業年度（以下、平成25年9月課税事業年度から平成29年9月課税事業年度までの各課税事業年度を「本件各課税事業年度」という。）までの地方法人税の更正処分
- ④本件各課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分
- ⑤本件各事業年度の法人税の重加算税賦課決定処分、本件各課税事業年度の復興特別法人税の重加算税賦課決定処分及び地方法人税の重加算税賦課決定処分、本件各課税期間の消費税等

の重加算税賦課決定処分

を行った（以下①から④までを「本件各更正処分」、⑤を「本件各賦課決定処分」といい、「本件各更正処分」と「本件各賦課決定処分」を併せて「本件各更正処分等」という。）。

本件は、原告が、本件各更正処分等を不服としてその全部の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

別紙3のとおり

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠又は弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実。なお、特段の断りのない限り、書証には枝番を含む。以下同じ。）

（1）当事者及び関係者等（争いがない）

ア 原告は、昭和27年10月に設立された、電気工事業等を目的とする9月決算の取締役会設置会社である。

イ Aは、土木工事業を営む株式会社であり、戊はその代表取締役である。

ウ 甲は、原告において、営業推進部統括次長、営業部部長、執行役員営業部部長の地位にあり、平成27年3月には取締役役に就任していたが、本件不正行為が発覚したことにより、平成30年8月10日、取締役を解任された。

エ 乙は、原告において、建設事業部内のプラントG管理者（課長）、工事管理部課長、工事管理部内のプラント工事管理部次長、同部部長、プラント建設部部長の地位にあった者である（なお、乙については平成26年以前の組織表には旧姓の「●●」で表示されている。）。

丙は、原告において、建設事業部内の工事管理G担当課長、工事管理部課長、工事管理部内のプラント工事管理部課長、同部副部長、プラント建設部副部長の地位にあった者である。

丁は、原告において、建設事業部内のプラントG係長、工事管理部係長、工事管理部内のプラント工事管理部係長、プラント建設部内のプラント工事管理1課長の地位にあった者である。

（2）申告状況及び賦課決定処分の状況（争いがない）

原告は、当時の原告の納税地（宮城県仙台市泉区●●）を所轄する仙台北税務署長に対して、本件各事業年度の法人税については別表1-1「（1）法人税」の「①確定申告」欄記載の金額により、本件各課税事業年度の復興特別法人税については別表1-2「（2）復興特別法人税」の「①確定申告」欄記載の金額により、本件各課税事業年度の地方法人税については別表1-2「（3）地方法人税」の「①確定申告」記載の金額により、本件各課税期間の消費税等については別表1-3「（4）消費税等」の「①確定申告」欄記載の金額により、いずれも各法定申告期限（平成24年9月期から同26年9月期までの法人税並びに平成25年9月課税事業年度から同26年9月課税事業年度までの復興特別法人税については、確定申告書の提出期限の延長の特例（法人税法75条の2第8項（平成29年3月31日号外法律第4号による改正前のもの））により法定申告期限から1か月間延長された提出期限）までに確定申告書を提出した。

また、原告は、平成27年6月10日、仙台北税務署長に対して、法人税については平成24年9月期から平成26年9月期までについて、復興特別法人税については平成25年9月課税事業年度及び平成26年9月課税事業年度について、消費税等については平成26年

9月課税期間について、別表1-1「(1) 法人税」、別表1-2「(2) 復興特別法人税」、別表1-3「(4) 消費税等」の各「②修正申告」欄記載の金額により修正申告書を提出した(乙17の1~30)。

この修正申告書の提出を受け、仙台北税務署長は、平成27年6月17日、原告に対して、上記別表の各「③賦課決定処分」欄記載の金額により過少申告加算税の賦課決定処分をした。

なお、原告は、平成24年9月課税期間の消費税等について、平成24年12月10日に修正申告書を提出しているが、納付すべき消費税等の額に変更はなかった。

(3) 本件不正行為発覚後の状況(争いが無い)

ア 仙台北税務署及び仙台国税局の調査担当者(以下「調査担当者」という。)は、平成30年7月25日に原告に係る税務調査を開始し、甲から、本件不正行為に及んでいたとの申述を得るなどした。

イ 仙台北税務署長は、本件各更正処分については別紙4の第1から4までのとおりの根拠に基づき、本件各賦課決定処分については別紙5のと通りの根拠に基づき、令和元年7月29日付けで、本件各事業年度の法人税については別表1-1「(1) 法人税」の「④更正処分等」欄記載の金額により、本件各課税事業年度の復興特別法人税及び地方法人税については別表1-2「(2) 復興特別法人税」及び「(3) 地方法人税」の各「④更正処分等」欄記載の金額により、本件各課税期間の消費税等については別表1-3「(4) 消費税等」の「④更正処分等」欄記載の金額により、本件各更正処分等をした。

ウ 本件各更正処分等の理由は概ね以下のとおりである(争いが無い)。

(ア) 原告は、本件各事業年度における総勘定元帳の外注費勘定にAに対する外注費を計上しているが、その一部は甲らが共謀して行った水増し取引分であり、役務の提供等を受けた作業内容及び水増しした金額を過大に計上したものであって、損金としては認められない。

(イ) 前記(ア)で原告が外注費として過大に計上した金額は、甲が個人的な遊興費等に費消したものであるから、原告から横領したものであって、横領損失となるが、計上漏れとなっている。

(ウ) 他方で、原告は、本件各事業年度において甲が横領した金額と同額の損害賠償請求権を取得したものであるから、これが当該年度の所得となるが、計上漏れとなっている。

(エ) 原告は、甲に加担した原告従業員らに、外注先の選定、金額の決定等の実質的又は職務上の広範な権限を与えながら、適切な内部管理体制を構築していなかったことにより、事実を偽装した水増し取引が行われ、偽装した事実に基づき過大な外注費を計上し、所得金額及び税額を過少に記載した確定申告書を提出した。

(オ) 平成24年9月期及び平成25年9月期については、法人税を過少に記載した確定申告書を提出していたことから、当該行為は、国税通則法(以下「通則法」という。)70条4項に規定する偽りその他不正の行為により税額を免れた場合に該当し、当該更正処分には同項が適用される。

エ 原告は、本件各更正処分等を不服として、令和元年10月25日に審査請求をした。国税不服審判所長は、令和2年10月20日付けで、同審査請求をいずれも棄却する旨の裁決を行った。

オ 原告は、令和2年12月21日、本店所在地を宮城県仙台市若林区●●へ異動した。こ

れに伴い、新住所を所轄する仙台中税務署長が旧住所を所轄する仙台北税務署長の事務を承継し処分行政庁となった。

カ 原告は、令和3年4月19日、本件訴訟の訴えを提起した。

3 主な争点

- (1) 本件外注費水増し分をAのBへの外注費に基づいて算定することの当否及び本件外注費水増し分の金額
- (2) 本件外注費水増し分の「損金」及び「課税仕入れ」該当性
- (3) 益金に算入すべき損害賠償請求権の発生及びその益金への算入時期
- (4) 重加算税賦課要件該当性
- (5) 通則法70条4項該当性

4 主な争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件外注費水増し分をAのBへの外注費に基づいて算定することの当否及び本件外注費水増し分の金額）について

（被告の主張）

ア 甲及び戊は、本件不正行為に及んだ際、本件外注費水増し分についてAに過大な売上げが計上されてしまうことから、これによるAへの課税を回避すべく、本件以前に原告の現場で働いていた「B」なる業者（以下「B」という。）の印影を自由を使用することができるとを利用し、Aにおいて、本件外注費水増し分に相当する金額をBに対する取引実態のない架空の外注費（以下「本件架空外注費」という。）として計上していた。

したがって、本件外注費水増し分は、本件架空外注費に基づいて算定するのが相当である。

イ 上記アは、甲及び戊の供述に基づくものであるが、これらの供述は、原告の総勘定元長、Aの見積書、原告の注文書及びAの請求書、領収書等の金額及び作成時期、外注費の計上時期、預金口座における出入金等に符合するものであって、信用することができる。

（原告の主張）

仙台北税務署長は、AのBに対する本件架空外注費の金額が、本件外注費水増し分、すなわち原告からAに対する水増しや架空の工事の金額と一致することを前提として、本件外注費水増し分の金額を算定し、それを基に本件各更正処分等を行った。

しかし、戊は、甲に対し、Aの所得を低く見せるために、実際の上乗せ金額からさらに水増しした金額を領収書に記載し、甲が作成したよりもはるかに多くの架空の領収書を作成していたことなどからすると、本件外注費水増し分の金額は、AのBに対する本件架空外注費の金額と一致するものではなく、これに基づいて本件外注費水増し分を算定することはできない。

- (2) 争点2（本件外注費水増し分の「損金」及び「課税仕入れ」該当性）について

（被告の主張）

ア 法人税法22条3項1号の「損金」は、収益獲得のために費消された財貨及び役務の対価のうち、収益に直接かつ個別的に対応するものをいい、事業の遂行上必要な資産の減少をいう。

しかるに、本件外注費水増し分は、原告がAから役務の提供等を受けた事実がないにもかかわらず、甲らが、自身の利益を得る目的で、外注費を過大に水増しして計上したもの

にすぎず、原告の事業の遂行上必要がないものであったといわざるを得ないから、「損金」には該当しない。

イ 消費税法30条1項の「課税仕入れ」とは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいうものとされている（同法2条1項12号）。

しかるに、本件外注費水増し分は、これに対応するAからの反対給付（外注工事）がないにもかかわらず支払われたものであり、役務の提供に対する反対給付として支払われたものでないことが明らかであるから、「課税仕入れ」には該当しない。

（原告の主張）

甲及び戊が行った原告のAに対する外注費の水増しの方法は、数量ではなく、実際に行う作業の正規の単価を高くしたというものであり、原告は、現にAから役務の提供を受けており、Aから受けた役務に対して、自らの受注工事の完成工事原価・経費・利益率を算定して採算が取れる適正な価格のものであると判断し、その対価としての外注費を支払ったのであるから、これに含まれる本件外注費水増し分は、当然に「損金」及び「課税仕入れ」に該当する。

（3）争点3（益金に算入すべき損害賠償請求権の発生及びその益金への算入時期）について
（被告の主張）

ア 甲らは、原告をして、本件外注費水増し分が水増しされた金額でAに対して土木工事を発注（外注）させ、過大な外注費を支払わせているのであるから、原告の益金に算入すべきものとして、原告の甲らに対する本件外注費水増し分の金額に相当する不法行為に基づく損害賠償請求権が発生したことは明らかである。

イ 不法行為に基づく損害賠償請求権は、通常、損失が発生した時には発生、確定しているから、これらを同時に損金と益金に計上するのが原則であり、当該損害賠償請求権を損害が発生した事業年度において益金の額に算入する必要がないのは、通常人を基準として、未だ権利実現の可能性を客観的に認識することができたとはいえない場合に限られる。

しかるに、通常人を基準とすると、本件不正行為を原因とする原告の甲らに対する損害賠償請求権の権利行使を期待できないような客観的状況にあったとはいえないから、この損害賠償請求権は、原告に損害が発生した当該事業年度の益金として計上すべきことになる。

（原告の主張）

ア 原告は、Aに対し、外注した土木工事に係る適切な請負代金として外注費を支払っている。そうすると、原告がAに対して支払った外注費は、被告が水増しであると主張する本件外注費水増し分を含め、原告の事業の遂行上必要な費用であったということになるから、原告がAに対して支払った外注費に関し、原告の甲らに対する損害賠償請求権は発生しない。

イ 仮に本件外注費水増し分が発生した年度に原告の甲らに対する損害賠償請求権が発生するとしても、原告は土木の専門家ではなく、見積書に記載のある工事の有無を確認することができないため、本件不正行為を認識することができず、また、原告が損害額を把握するためには、様々な証拠を確保して適正な金額を算定し、その上でAに支払った工事代金が過大であったと認識しなければならない等、損害賠償請求権の内容を把握することが困

難であるから、直ちには権利行使を期待することができない。したがって、上記の損害賠償請求権の発生した年度にこれを益金として計上することはできない。

(4) 争点4（重加算税賦課要件該当性）について

(被告の主張)

納税者である法人について、当該法人以外の第三者が隠蔽仮装行為を行った場合であっても、当該隠蔽仮装行為を納税者本人の行為と同視することができるという場合であり、客観的にみて、当該隠蔽仮装行為により過少申告の状態が生じているときは、納税者に重加算税を賦課することができる。

そして、甲は、法人である原告の機関として行動する役員であるから、甲が行った本件不正行為は、原則として、原告の行為と同視することができる。しかも、甲は、実質的に原告の営業部の最高責任者であり、営業部は工事を受注し、概算予算を策定する部署であったところ、原告においては、取引先から提出された見積書に記載された金額が概算予算の範囲内であった場合、建設事業部統括次長や工事管理部部長を務めていたC（以下「C」という。）や、建設事業部工事管理G統括課長を務めていたD（以下「D」という。）が、実行予算書の決裁の際、見積書を見るなどして確認を行わない体制になっていた。そうすると、概算予算を策定する営業部は、実質的にプラント工事の外注費をも決定していたというべきであって、その最高責任者である甲は、外注先及び外注費の決定に関し、原告において極めて大きな権限を有していたといえる。また、乙は、原告におけるプラント工事の責任者の地位にあったところ、原告においては、取引先から提出された見積書に記載された金額が概算予算の範囲内であった場合、プラント建設部のCやDが、実行予算書の決裁の際、見積書を見るなどして確認を行わない体制になっていたから、実質的にプラント建設部における実行予算書の決裁に関しての最高責任者であった。さらに、甲は、乙に加え、プラント建設部において重要な地位にいた丙及び丁を本件不正行為に取り込んでいたなど、甲らは、原告において、本件不正行為が行われたAとの間の取引に関し、重要な地位にあり、大きな権限を有していた。

したがって、甲らによる本件不正行為に基づく隠蔽仮装行為を原告の行為と同視することができるから、原告については、重加算税加算要件に該当する。

また、仮に本件不正行為が法人の役員が行った隠蔽仮装行為と同視することができないとしても、原告において乙の上位者であったCやDは、実行予算書や発注の決裁の過程において、Aから提出された見積書を確認していれば本件不正行為に容易に気づくことができたのに、見積書に記載された予算が概算予算の範囲内であるか、発注者が工事を施工できるかどうかを確認したのみで、見積書について確認しなかったため本件不正行為を発見できなかったのであるから、原告は、その監督可能性が十分にあったのに、これを行わなかったといえる。

したがって、いずれにしても、甲らによる本件不正行為に基づく隠蔽仮装行為を原告の行為と同視することができるから、原告については、重加算税加算要件に該当する。

(原告の主張)

法人以外の第三者の行為を法人の行為と同視することができるのは、少なくとも、当該第三者が法人からこれを代理する権限を与えられていることが必要である。しかるに、本件不正行為に関与した甲、乙、丙及び丁は、原告から何ら対外的な代理権限を与えられていない

単なる従業員や取締役であり、そのような人物の行為を原告の行為と同視することはできないから、原告が本件不正行為に関して「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装」したとはいえない。

また、原告としては、Aに対して支払う外注費の金額が甲の私的な利益を含むものであったとしても、予算の範囲内のものであればこれを支払うことになるのであるし、しかも、土木の専門家でもないことから、Aから提出された見積書の内容を信じざるを得ず、本件不正行為を認識することはできなかった。さらに、本件不正行為は、外注工事の履行確認において、判明するようなものでもなかった。

したがって、原告が「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装」したとはいえず、重加算税課税要件に該当しない。

(5) 争点5（通則法70条4項該当性）について

（被告の主張）

原告は、本件不正行為により事実を仮装して過大な外注費を計上し、税額を過少に記載した確定申告書及び修正申告書を提出したから、通則法70条4項に規定する偽りその他不正の行為により税額を免れた場合に該当する。

（原告の主張）

前記（4）の原告の主張欄記載のとおり、甲らの行為を原告の行為と同視することはできないから、原告が偽りその他不正の行為をしたことはない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、争いがない事実及び後掲各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

（1）原告のAに対する外注費の金額等

原告は、別紙6の「注文番号」欄記載の注文番号、「工事コード・指示番号」欄記載の工事番号・指示番号、「工事正式名称」欄記載の名称の各工事につき、Aに対する外注費として、別紙6の「原告におけるAに対する外注費計上年月日」欄記載の各年月日付けで、「原告におけるAへの外注費」欄記載の各金額の外注費を計上した。これに対し、Aは、原告に対する売上げとして、別紙6の「Aにおける売上計上年月日」欄記載の各年月日付けで、「Aにおける売上計上金額」欄記載の各金額（消費税等5%込み）の売上げを計上するとともに、Bに対する取引実態のない外注費（本件架空外注費）として、別紙6の「AにおけるBに対する外注費計上年月日」欄記載の各年月日付けで、「Bに対する外注費（税込金額）」欄記載の各金額（消費税等5%込み）（ただし、注文番号●●●●、指示番号●●●●、工事名「●●電気計装設備改修工事」についての本件架空外注費の金額は、証拠（乙36）によれば、421万2000円と認めることが相当である。）を計上した。また、戊は、Aの取引金融機関の口座から、別紙6の「Aの口座からの出金年月日」欄記載の各年月日に、「Aの口座からの出金額」欄記載の各金額の金員を引き出した。（別紙6の、「原告におけるAへの外注費」欄、「Aにおける売上げ計上金額」、「Bに対する外注費（税込金額）」欄及び「Aの口座からの出金額」欄記載の各金額は争いがない。また、別紙6の「原告におけるAに対する外注費計上年月日」欄、「Aにおける売上計上年月日」欄、「AにおけるBに対する外注費計上年月日」欄及び「Aの口座からの出金年月日」欄記載の各年月日については、乙

3、11、13、31、34、35、36、39の各証拠より認定することができる。)

(2) 本件の関係者の原告における地位等

ア 甲について

甲は、原告において、平成21年4月に営業推進部統括次長に（当時、営業部には部長職は存在しなかった。）、平成23年10月に営業部部長に、平成24年11月に執行役員営業部部長に、平成27年3月に取締役、それぞれ就任した（争いがない）。

原告においては、代表取締役社長を中心として、定期的に原告の経営上の重要事項について検討する「経営戦略会議」が行われていたところ、甲は、営業推進部統括次長となった平成21年4月以降、経営戦略会議に出席していた（争いがない）。

甲は、本件不正行為が発覚したことにより、平成30年8月10日、取締役を解任された（前提事実（1）ウ）。

イ 乙らについて

乙は、原告において、平成22年4月21日から平成25年1月20日までは建設事業部内のプラントG管理者（課長）を、同月21日から平成26年3月31日までは工事管理部課長を、同年4月1日から平成27年4月までは工事管理部内のプラント工事管理部次長を、同月から平成28年1月までは同部部長を、平成28年1月以降はプラント建設部部長を、それぞれ務めていた（争いがない。なお、乙については平成26年以前の組織表には旧姓の「●●」で表示されている。）。なお、建設事業部は、プラントG、電設・プラントG、直営工務G及び設計・積算Gという部署に分かれていた（乙4の2）。

丙は、原告において、平成22年4月21日から平成25年1月20日までは建設事業部内の工事管理G担当課長を、同月21日から平成26年3月31日までは工事管理部課長を、同年4月1日から平成27年4月までは工事管理部内のプラント工事管理部課長を、同月から平成28年1月までは同部副部長を、平成28年1月以降はプラント建設部副部長を、それぞれ務めていた（争いがない）。

丁は、原告において、平成22年4月21日から平成25年1月20日までは建設事業部内のプラントG係長を、同月21日から平成26年3月31日までは工事管理部係長を、同年4月1日から平成28年1月までは工事管理部内のプラント工事管理部係長を、平成28年1月以降はプラント建設部内のプラント工事管理1課長を、それぞれ務めていた（争いがない）。

(3) 原告における外注先との取引

ア 原告における外注先の選定、外注費の決定、外注工事の実行及び外注費の支払いは、通常、次のように行われていた（争いがない）。

(ア) 予算の作成手続（起案者・決裁権者等の関与者及び関係文書の作成者など）

原告の営業部（平成25年までは営業推進部。以下、本件不正行為が行われた期間を通じて、単に「営業部」という。）では、工事を受注すると、工事全体の予算の大枠及び各部門における予算配分（以下、両予算を併せて「概算予算」という。）を策定して予算検討書が作成される（甲10の1～4）。この予算検討書は、営業部からプラント建設部（平成27年までは建設事業部、プラント工事管理部等。以下、本件不正行為が行われた期間を通して、単に「プラント建設部」という。）等の工事を担当する部署に回付される（争いがない）。

(イ) 外注先の選定手続（起案者・決裁権者等の関与者及び関係文書の作成者等）

予算検討書の回付を受けたプラント建設部では、各現場の担当者において、概算予算を基に、外注先に見積書を提出させた上、同見積書に基づき実行予算書（甲 6 の 2 枚目以降）を作成して、同部部長までの決裁及び総務部の総務部長の承認を得る。

(ウ) 外注工事の発注手続（起案者・決裁権者等の関与者及び関係文書の作成者等）

上記（イ）により、実行予算書（外注先、外注費等）についての承認を得ることができた後、担当者は、注文書発行依頼書を起案し、これについて、係長、担当課長の確認と、部門長の承認を受ける。その後、注文書発行依頼書は、業務部に回付され、部門長の承認を受けた後、注文書が作成され、課長の確認、部門長の承認後に外注先に対して注文書が発行される。

(エ) 外注工事の完成確認手続（起案者・決裁権者等の関与者及び関係文書の作成者等）

担当者は、外注先の工事の完了後に、工事が完成したかどうか確認する。この際に文書による決裁はない。

(オ) 外注費の支払手続

上記（エ）において、外注工事の完成を確認した後、担当者において外注先より請求書を受領し、支払予定表を起案し、係長、担当課長が確認し、部門長が承認する。

その後、業務部に回付されて業務課長の承認を得た後、外注費の支払がされる。

イ 原告と A との取引状況

原告は、甲らが本件不正行為に及ぶ以前から、A に対し、原告が受注した工事のうち主に土木工事を発注（外注）していた。

原告が A に工事を発注（外注）する際には、前記アのとおり、原告の現場担当者が戊に見積りを依頼し、戊から見積書が提出されると、各部署（平成 25 年までは建設事業部、平成 25 年から平成 28 年までは工事管理部、平成 28 年以降はプラント建設部）での承認を経て発注を行い、工事完了後は、同部署が発注内容と実際の作業内容を照らし合わせた上で（以下、工事完了後に作業内容を確認する作業を「履行確認」という。）、戊から請求書を提出させ、工事代金を A の預金口座に振り込んでいた（乙 3、4 の 1～8）。

原告が A に発注した本件各事業年度における工事は、別紙 8 のとおりである。

(4) 本件不正行為の内容

ア 甲は、遅くとも平成 22 年頃から、戊と示し合わせ、原告をして、実際に要する工事費から水増しした金額が記載された A 作成の見積書に基づき、A への土木工事の発注（外注）を行わせ、A 作成の請求書に基づいて外注費の請求がされ、上記の水増し分を含む外注費（工事代金）が原告から A の口座に振り込まれると、甲が水増し額の概ね 8 割、戊が水増し額の概ね 2 割を取り分として取得し、それらを個人的な目的のために費消していた（乙 3、9、10、11）。

甲及び戊は、本件不正行為に及んだ場合、A に実際によりも多額の売上が計上されてしまうことから、これによる A への課税を回避すべく、A から更に別の会社への工事の発注を仮装して、本件不正行為により水増しされた金額を別会社への架空の外注費として計上することとし、本件不正行為以前に原告の現場で働いていた「B」なる業者の印影を甲が自由に使用できることを利用し、A の B に対する架空の外注費（本件架空外注費）を計上していた（乙 3、9、11）。

イ 原告において、Aとの間の外注工事については、平成27年3月以前は、建設事業部統括次長や工事管理部部長を務めていたCが最終決裁権者であり、平成27年4月以降は、その時期にプラント工事管理部長に就任した乙が最終決裁権者であったほか、平成22年4月21日から平成25年1月20日までの間は、建設事業部工事管理G統括課長を務めていたDも、乙の上司として決裁に携わっていた（乙4の1～8、乙12）。また、原告において、Aとの間の外注工事については、Eや丁が担当者となっており、丙も担当課長として予算検討書、注文書、支払に関する確認や承認のための決裁をしていた。

ウ 甲は、本件不正行為をするに当たり、原告の受注した工事に係る概算予算を策定する段階で、あらかじめプラント建設部の乙らに土木工事の予算をどの程度まで計上できるかを問い合わせた上で、水増し後の工事原価を算定して概算予算を策定し、プラント建設部に回付したほか、発注や履行確認をする立場にあった当時の建設事業部に見積書等の水増しが発覚することを防ぐため、同部署に勤務しており、同部署の決定に強い権限を有していた乙や丙、丁（乙ら）に対し、発注や履行確認の際に水増しを黙認するよう働きかけていた（争いがない）。

エ 乙らは、甲から、本件不正行為を黙認するように働きかけを受けたのに応じ、本件不正行為において、水増しされた見積書を黙認して決裁に回したり、履行確認の際、発注内容と実際に行った作業内容とが違っていることが明らかであるにもかかわらず、これを指摘することなく、履行確認上問題がなかったとして請求書を発行させたりして、その都度、甲から謝礼を受け取っていた（乙10、14～16）。この謝礼は、甲が戊から受け取った自身の取り分の中から分配されたものであり、本件不正行為全体を通じて、乙については少なくとも現金合計約1000万円、丁については少なくとも現金合計約500万円が渡されていたほか、乙や丁は旅行代金や飲食代金を甲に負担してもらうなどしたこともあった（乙12、14、15。なお、原告は、上記事実を認めてはいないものの、乙らの供述が一致しており、その信用性を否定するような事情は見当たらないことからすると、上記事実を認定することができる。）。

平成27年3月以前に建設事業部統括次長や工事管理部部長として外注工事の最終決裁権者であったCや乙の上司であったDは、プラント工事について詳しくはなく、Aに対する土木工事の発注に関する決裁を行うに当たり、見積書に記載された金額が予算の範囲内かどうか、発注先が当該工事を施工できるかを確認するのみで、見積書に記載された作業内容と金額が合理的なものであるかどうかを検証することはなかった。また、原告では、Aとの取引において、Aに作業完了の書面の提出を求めたり、原告が作成した履行確認の書類にAからの署名を求めたりする手続がとられていなかったため、本件不正行為が発覚することはなかった。（争いがない）

2 争点1（本件外注費水増し分をAのBへの外注費に基づいて算定することの当否及び本件外注費水増し分の金額）について

（1）本件外注費水増し分の認定

甲らは、原告をして、本件外注費水増し分を水増しした金額でAに対する土木工事の発注（外注）をさせ、本来よりも過大な外注費を支払わせるという本件不正行為を行っているところ、甲及び戊は、本件不正行為において、水増しされた外注費（本件外注費水増し分）に相当する金額が、Aにおいて、Bへの外注費として計上していたと供述するほか、原告がA

に対して発注した特定の工事（別紙6における「注文番号」欄、「工事コード・指示番号」欄、「工事正式名称」欄での記載によって特定される各工事）に対応するAのBに対する外注費の金額が別紙6の「Bに対する外注費」欄記載の各金額である旨供述しており、これに加えて、甲は、別紙6の「Bに対する外注費」欄記載の各金額が、原告のAに対する外注費のうちの水増しした部分（本件外注費水増し分）であると供述している（乙3、11、13、39）。

この点、本件外注費水増し分の金額に係る甲及び戊の上記の各供述の内容は、原告の総勘定元帳（乙31の1～6、以下「帳簿」という。）、原告のAにおける外注費を抽出した一覧表（乙5）、Aの原告宛て見積書（乙32）、原告のA宛て注文書（乙33）、Aの預金口座（乙34）、Aの原告に対する売上を抽出した一覧表（乙35）、AのBに対する外注費を抽出した一覧表（乙36）、BのA宛て請求書（乙37の1～9）及び領収書（乙38の1～12）といった客観的証拠の記載と整合している。

また、AがBに対して計上した本件架空外注費とこれに対応する工事との結びつきの特定についての甲及び戊の供述も、その内容は、具体的であって、特段不自然な点を認めることのできない合理的なものといえる。

そうすると、甲及び戊の供述は、客観的証拠に整合し、かつ、原告における水増しした外注費の特定の方法につき、具体的かつ合理的な内容であり、甲及び戊の供述が概ね整合していることを併せ考えると、いずれも信用性のあるものと認めるのが相当である。

そして、上記の信用性があるものと認められる甲及び戊の供述によれば、本件外注費水増し分については、AのBへの外注費に基づいて算定するのが相当であり、その金額は、少なくとも、AにおいてBに対する本件架空外注費として計上した金額から消費税5%を控除した金額となるから、別紙6の「本件外注費水増し分」欄記載の各金額であると認めるのが相当である。

（2）原告の主張について

ア 原告は、戊において、Aの収入を低く見せるため、実際の水増し金額よりもさらに水増しした金額をBに対する外注費として計上していたから、AのBに対する本件架空外注費の金額によって本件外注費水増し分の金額を算定することはできないと主張し、実際に平成26年9月30日付けでAが取引実態のない本件架空外注費として計上した金額は、194万4000円ではなく、421万2000円である（乙36）などと指摘し、これに沿う証拠（甲8、9）を提出する。

しかし、証拠及び弁論の全趣旨によれば、戊は、甲から指示された水増し（本件不正行為）とは別に、Bに対し本件架空外注費を計上していたものと認めることができる（乙11、39）、仮に原告が主張するとおり、Aの所得を低く見せるためにBへの本件架空外注費を上乗せする動機が戊にあったのだとしても、あえて原告から受注した工事にかかる本件架空外注費をさらに増額する必要性は乏しいといえる。また、弁論の全趣旨より、B名義の領収書のうち、作成日が平成23年12月16日のもの、平成24年1月10日のもの、平成24年3月12日のもの及び平成24年4月10日のもの（乙38の1～4）については、甲が作成したものと認めることができる。仮に、戊が甲から依頼された上乗せ額にさらに水増し金額を上乗せしているのであれば、甲がBの領収書を作成していた時期と比べて、戊がBの領収書等を作成するようになった時期の方が、原告に

おけるAへの外注費に対する本件外注費水増し分の割合（以下「水増し割合」という。）が増えていることが自然といえるのに、水増し割合については、別紙7の「水増し割合」欄記載のとおり、甲がBの領収書を作成していた平成24年9月期の領収書（乙38の1～4）が平均70.2%であるのに対し、戊が従業員に指示し、あるいは自身で領収書を作成していた平成25年9月期以降は平均62%となっている。このように、甲がB名義の領収書を作成していた時期よりも、戊が従業員に指示し、あるいは自身でこれを作成していた時期の方が水増し割合が低くなっていることは、戊が甲から依頼された上乗せ額にさらに水増し金額を上乗せしていなかったことをうかがわせる事実といえることができる。また、原告が主張するように、甲は、原告からの質問に対する回答書において、戊が、Aの所得金額を低く見せるため、実際の外注費の水増し金額よりもさらに上乗せした金額を、Bを作成名義人とする領収書に記載していたと述べていたとして、当該領収書に記載された金額と本件外注費水増し分とは一致しないと回答しているものの（甲8、9）、この回答は、上記の検討のとおり信用することができる戊の供述や、甲及び戊において一致している前記（1）記載の供述（乙3、11、13、39）と整合するものではなく、また、上記回答は、本訴訟係属後にされたものであり、しかも、最終的に原告から本件外注費水増し分に係る損害賠償請求を受ける立場となる甲にとってみると、その金額を減額させる方向のものであって、甲に有利になり得るものとの考えられることからすると、上記回答を直ちに信用することはできない。そうすると、甲から依頼されたものとは別に、Bへの外注費を計上したと認めている一方で（乙11）、甲から依頼された水増し取引においては、Bへの外注費の金額は、水増し金額と同額を計上していたとの戊の供述は、基本的に信用することができるというべきである。

次に、原告が指摘するとおり、甲は、平成26年9月30日付けでAからBに対する本件架空外注費として計上された421万2000円の内、バックを受けた金額が194万4000円であると供述しており（乙10）、その余の226万8000円は戊がAの所得隠し等を目的に計上したものであることには当事者間に争いはないものの、これを除けば、甲が戊に指示した水増し金額がBへの外注費と一致していると認めることができるから、本件外注費水増し分と本件架空外注費との一部の不一致をもって、その余の本件架空外注費について、戊が本件外注費水増し分に加えて更に外注費の水増しをしていたと認めることはできない。

そうすると、戊において、Aの収入を低く見せるために本件外注費水増し分よりもさらに水増しした金額がB名義の領収書に記載されていたことを前提として、AのBに対する外注費の金額によって本件外注費水増し分の金額を算定することはできないという原告の主張を採用することはできない。

イ また、原告は、甲と戊において、Aが実施した工事が完了し、Aにおいて実際に要した工事金額が確定した後に、双方の取り分を協議していたが、その際、Aが当初予定していた工事金額を実際に要した工事金額が超過することが多かったとして、Aにおいて当初予定していた工事金額と見積書との差が甲と戊の取り分（本件外注費水増し分）になったわけではなかったと主張するようである。

しかし、証拠及び弁論の全趣旨によれば、戊は、Aの取引金融機関の口座に工事代金が入金された日に、甲に対し、本件外注費水増し分のうちのAが甲に支払うべき金額（以下

「バック金額」という。)を確認し、その金額をもって水増し金額を把握していたのであり、戊がBへの外注費として計上した金額は、最終的には工事代金の入金日に甲に確認した金額であって、この金額がAのBに対する本件架空外注費とされていたものと認めるのが相当である(乙49)。そうすると、本件外注費水増し分(本件各外注費)は、必ずしもAが当初予定していた工事金額を前提として決まるものではないということになり、この金額と実際に要した工事金額の相違によって本件外注費水増し分(本件架空外注費)の額が左右されるものではないということになるから、原告の上記主張を採用することはできない。

ウ さらに、原告は、平成25年1月10日計上の200万円、同年3月11日計上の88万円、同年4月10日及び同年5月10日計上の263万円、同月10日及び同年6月10日計上の180万円、同月10日計上の70万円は、原告からAに対して工事代金の全額が振り込まれる前に甲と戊が取り分を協議し、原告から別の工事代金として振り込まれた金額から実際にそれぞれが取り分を取得したということになり、不自然であると主張する。

しかし、原告の上記主張を裏付ける的確な証拠は見当たらず、戊は、甲の必要に応じて例外的にバック金額を立て替えていたことを認める旨述べている(乙49)ことも併せ考えると、原告の上記主張を採用することはできない。

エ 原告は、本件外注費水増し分の計上につき、平成24年11月10日の90万円、同年12月10日の100万円及び同日の180万円については、原告からAへの振込日(平成24年11月12日)と、戊による取引金融機関の口座からの引出日(同年12月5日)が隔たっている点、原告からの振込額よりも戊による引出金額が多額である点で、他のものとは異なり、かつ、甲の供述とも異なるとして、本件架空外注費と本件外注費水増し分との関連性が疑わしいと主張する。

しかし、原告からAへの振込日と戊による取引金融機関の口座からの引出日は1か月も経過しておらず、それほど日が隔たっているとはいえないし、原告が主張するように、原告からの振込金額と戊による引出金額とに差違があるとしても、これをもって、本件外注費水増し分をAのBに対する架空の外注費(本件架空外注費)に基づいて算定する合理性は左右されないというべきである。

オ 以上のとおり、本件外注費水増し分に係る原告の主張はいずれも採用することはできない。

(3) 小括

以上によれば、本件外注費水増し分は、別紙6の「本件外注費水増し分」欄記載の各金額となる。

3 争点2(本件外注費水増し分の「損金」及び「課税仕入れ」該当性)について

(1) 「損金」該当性について

ア 法人税法22条は、その1項において、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする旨規定し、その3項において、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額について、別段の定めがあるものを除き、①当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額(同項1号)、②上記①に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その

他の費用の額（同項２号）、③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの（同項３号）の金額とする旨規定している。

そして、法人税法２２条３項の「損金」の意義については、資本等取引以外の取引で純資産の減少の原因となる支出その他経済的価値の減少をいうものであり、このうち同項１号の「売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額」とは、収益獲得のために費消された財貨及び役務の対価のうち、収益に直接かつ個別的に対応するものをいい、同項２号の「販売費、一般管理費その他の費用」とは、収益に個別的には対応はしないが当該事業年度の収益獲得のために費消された財貨及び役務の対価をいうものであって、いずれも事業の遂行上必要とされるものであり、同項３号の「損失」とは、災害、盗難等通常の事業活動とは無関係な偶発的要因により発生する資産の減少をいうものと解するのが相当である。

イ これを本件についてみると、前記認定事実（４）アのとおり、本件外注費水増し分は、原告がAから役務の提供等を受けた事実がないにもかかわらず、甲らが自身の利益を得る目的で、外注費を過大に水増しして計上したものにすぎず、事業の遂行上必要な資産の減少と認めることはできないから、本件外注費水増し分は法人税法２２条３項の「損金」には該当しないものと認めるのが相当である。

（２）「課税仕入れ」該当性について

ア 消費税法３０条１項は、事業者が国内において行う課税仕入れについて、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨規定している。

上記の「課税仕入れ」とは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう（同法２条１項１２号）とされているから、ある費用がこれに該当するものであるというためには、当該費用が、役務の提供等に対する反対給付として支払われたものであることが必要であり、反対給付であるか否かは、個別具体的な役務の提供等と特定の給付との間に対応関係が認められるか否かを当該支払自体の性質から判断するのが相当である。

イ これを本件についてみると、前記（１）のとおり、本件外注費水増し分は、これに対応するAからの反対給付（外注工事）がないにもかかわらず支払われたものであり、その性質上、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることに対して支出したものと認めることはできないから、消費税法３０条１項の「課税仕入れ」には該当しないものと認めるのが相当である。

（３）「損失」（法人税法２２条３項３号）該当性について

前記（１）アのとおり、法人税法２２条３項３号に係る損金は、通常の事業活動とは無関係な偶発的要因により発生する資産の減少である。

これを本件についてみると、本件外注費水増し分は、前記（１）のとおり、事業の遂行上必要のないものであったから、同項１号に係る損金には該当しないものの、本件外注費水増し分と同額の損害は、通常の事業活動とは無関係な偶発的原因により発生する資産の減少であるといえるから、同項３号の損失に該当するものと認めるのが相当である。

したがって、本件外注費水増し分と同額の損害は、同項３号の損失として計上されるべきことになる。

(4) 原告の主張について

原告は、本件外注費水増し分を含む原告のAに対する外注費について、Aから提供を受けた役務（対価）に対して、原告が受注工事の完成工事原価、経費、利益率を算定して採算が取れるものと判断し、適正な価格として支払ったものであり、原告において一度支払った金銭がAの内部においてどのように費消されたかは関知するところではないから、本件外注費水増し分はAの役務提供の対価として、「損金」及び「課税仕入れ」に該当すると主張する。

しかし、本件外注費水増し分については、前記（1）及び（2）のとおり、客観的にみれば、これに対応するAからの役務の提供等がないにもかかわらず支払われたものであることが明らかであり、このことは、原告の内部（主観）において、本件外注費水増し分を含むAに対する外注費が適正なものであると判断していたとしても、それによって左右されるものではないから、本件外注費水増し分が「損金」及び「課税仕入れ」に該当するとの原告の主張を採用することはできない。

(5) 小括

以上によれば、本件外注費水増し分は、「損金」及び「課税仕入れ」に該当するものではなく、「損失」に該当するものである。

4 争点3（益金に算入すべき損害賠償請求権の発生及びその益金への算入時期）について

(1) 本件外注費水増し分の「益金」該当性

ア 法人税法22条2項は、益金について、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」と定めており、その趣旨は、実現した利益は原則として全て益金に含まれるということにある。

したがって、取引によって生じた収益は、営業取引によるものか営業外取引によるものか、合法的なものか不法なものか、有効なものか無効なものか、金銭の形態をとっているかその他の経済的利益の形態をとっているか等の別なく、益金を構成すると解すべきであり、損害賠償請求権もこれに含まれる。

イ これを本件についてみると、前記認定事実（4）のとおり、甲らは、原告をして、本件外注費水増し分の金額を水増ししてAに対する土木工事の発注（外注）を行わせ、本来よりも過大な外注費を支払わせ、これにより、本件外注費水増し分と同額の損害を原告に被らせたものであるから、原告は、甲らに対し、この損害につき、不法行為に基づく損害賠償請求権を有することとなり、これは、本件各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されるべきこととなる。

ウ これに対し、原告は、工事業者であるAと契約を締結して工事を発注している以上は、甲らの意図にかかわらず、客観的に相当といえる取引金額を支払わなければならないから、その分については損害が発生していないと主張する。

しかし、前記2及び3で検討するとおり、甲らは、原告をして、本件外注費水増し分を水増ししてAに対する発注を行わせ、本来よりも過大な外注費を支払わせて、外注費水増し分に係る金員の領得等をしているのであるから、原告に本件外注費水増し分に相当する損害が発生したことは明らかというべきであって、これが発生していないという原告の主張を採用することはできない。

(2) 原告のAに対する損害賠償請求権を益金に算入すべき時期

ア 法人税法において、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資本等取引以外の取引に係る当該事業年度の収益の額とするものとされ（法人税法22条2項）、当該事業年度の収益の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算すべきものとされている（同条4項）。したがって、ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきこととなり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきこととなる（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同5年11月25日第一小法廷判決民集47巻9号5278頁）。

そして、不法行為に基づく損害賠償請求権は、通常、その損害が発生した時には発生、確定しているから、これらを同時に損金と益金とに計上するのが原則であると考えられるものの、例えば加害者を知ることが困難であるとか、権利内容を把握することが困難なため、直ちには権利行使（権利の実現）を期待することができないような場合には、当該事業年度に、損失については損金計上するが、損害賠償請求権は益金に計上しない取扱いをすることが許されるというべきである。そして、この判断は、税負担の公平や法的安定性の観点からして客観的にされるべきものであるから、通常人を基準にして、権利（損害賠償請求権）の存在・内容等を把握し得ず、権利行使が期待できないといえるような客観的状況にあったかどうかという観点から判断するのが相当である。

イ これを本件についてみると、本件外注費水増し分に係る原告の甲らに対する損害賠償請求権は、原則として、本件外注費水増し分に係る損害が発生した年度に発生、確定するから、当該年度の益金として算入すべきことになる。

これに対し、原告は、仮に本件外注費水増し分に係る損害が発生した年度に原告の甲らに対する損害賠償請求権が発生するとしても、原告において、当該年度における当該損害賠償請求権の発生を認識することができず、直ちには権利行使（権利の実現）を期待することができなかったから、当該年度に当該損害賠償請求権を益金として計上することはできないと主張する。

しかしながら、まず、前記2（2）アのとおり、水増し割合は、別紙7の「水増し割合」欄記載のとおりであるところ、本件不正行為においては、全体の外注費のうち、本件外注費水増し分の割合が80%以上の工事が19件、90%以上の工事が6件あった。そうすると、本件不正行為においては、本来の金額の5倍や10倍もの金額の外注費で取引していた工事が複数あったということになるから、通常人を基準とすると、見積書の内容及び金額を精査していれば、工事代金が不自然に高額であることを認識することができたというべきであり、原告において外注工事の取引に関与する人物がAとの間で外注費の水増しを行っていることを疑ってしかるべき客観的状況にあったといえることができる。

また、本件不正行為が行われた際のA作成の見積書（乙32）をみると、工事名称の記載はあるものの、記載された工事名称について、具体的な作業名ごとの「名称」、「形状寸法」、「数量」、「単位」、「単価」及び「金額」の各欄を記載した内訳がないもの（乙32の3、63、70、85、88、93、94、99頁）、「数量」欄が「1.00」又は「2.00」、「単位」欄が「式」又は「回」のみの記載しかないため、具体的な作業名ごとの積

算方法が不明であるもの（乙32の63、70、85、88、89頁）、2枚綴りになっているものの、内訳が記載されていると考えられる2枚目には、工事内容の名称のみが記載され、「数量」、「単位」、「単価」及び「金額」の各欄が全く記載されておらず、単に「式」、「ヶ所」とまとめて記載されてため、当該工事の積算根拠が不明であるもの（乙32の1、2、8、9、16～19、57、58頁）等、原告の通常取引に係る見積書（甲11）としては簡略で不自然な記載がされたものが存在しており、通常人を基準とすると、上記のような見積書の記載という点からも、原告において外注工事の取引に関与する人物がAとの間で外注費の水増しを行っていることを疑ってしかるべき客観的状況にあったというべきである。この点、原告は、本件不正行為に係るものではない見積書にも、積算根拠が不明であるなど簡略な記載がされたものがあったとして、そのような記載がされた見積書（甲12）を証拠として提出しているが、上記のような記載、体裁の見積書が通常のものであるとは認め難く、やはり、これらが、原告における外注工事の取引に関与する人物がAとの間で外注費の水増しを行っていることを疑ってしかるべき客観的状況にあったことを示す事実であることは否定し難いというべきである。

さらに、乙らは、見積書に記載された現場の図面等を見れば、Aに本来発注する金額は見当がつく旨供述しており（乙14～16）、CやDにおいて、実行予算書や発注の決裁の過程で、外注費の金額が予算の範囲内であるかのみ確認にとどまらず、見積書に記載の工事内容及びその金額を逐一確認していれば、本件不正行為を発見することは困難ではなかったといえる。

加えて、仮に原告において土木工事の専門知識がなかったとしても、通常人を基準とすると、外注の際に相見積書を取得するなど、外注先からの見積りに対して必要な注意を払っていれば、原告のAに対する外注費の価格が不当に高額であることを認識することが可能であったといえる。

そうすると、通常人を基準にして判断すると、本件外注費水増し分に係る損害が発生した各年度において、原告において、甲らに対する本件外注費水増し分に係る不法行為に基づく損害賠償請求権の存在・内容等を把握し得ず、権利行使が期待できないといえるような客観的状況にあったものと認めることはできないというべきである。

ウ 以上によれば、原告の甲らに対する本件外注費水増し分に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、原告に本件外注費水増し分に係る損害が発生した事業年度の益金として計上すべきことになる。

5 争点4（重加算税賦課要件該当性）について

（1）判断枠組み

前記前提事実（2）、前記認定事実（4）ア、前記2から4までにおける検討及び弁論の全趣旨によれば、原告の従業員又は取締役であった甲は、戊と通謀し、原告のAに対する外注費について、本件外注費水増し分に対応する役務の提供を受けた事実がないにもかかわらず、これを含む見積書を作成し、原告をして、本件外注費水増し分を含む外注費の支出をさせ、その結果、原告は、実体のない本件外注費水増し分を含めて「損金」及び「課税仕入れ」とし、甲らに対する損害賠償請求権を益金に計上しない納税申告書を提出した。そうすると、この原告による納税申告書の提出は、原告の従業員又は取締役であった者により、故意に課税標準等又は納税の基礎となる事実の全部又は一部が偽装されたものということができる。

この点、通則法68条1項は、「納税者が……隠ぺいし、又は仮装し」と規定し、隠ぺいし、又は仮装する行為（以下「隠ぺい仮装行為」という。）の主体を納税者としているのであって、本来的には、納税者自身による隠ぺい仮装行為の防止を企図したものと解される。しかし、納税者以外の者が隠ぺい仮装行為を行った場合であっても、それが納税者本人の行為と同視することができるときには、形式的にそれが納税者自身の行為でないというだけで重加算税の賦課が許されないとすると、重加算税制度の趣旨及び目的を没却することになる（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁）。

そこで、納税者である法人において、その代表権を持たない役員の行為を当該法人の行為と直ちに同視することができるまでは解されないものの、このような役員や従業員が隠蔽仮装行為をし、その隠蔽仮装行為をしたところに基づき過少申告がされた場合であっても、当該隠蔽仮装行為を納税者である法人の行為と同視することができる場合には、当該法人に対して重加算税を賦課することができるものと解するのが相当である。

（2）本件についての検討

ア 前記認定事実（2）アによれば、原告の従業員又は取締役であった甲は、平成21年4月以降、原告の営業部の統括次長の地位にあり、当時、営業部には部長職がなかったため、実質的に営業部の最高責任者の地位にあり、同時期以降も同様の地位にあったほか、原告の経営戦略会議にも出席していた。しかし、経営戦略会議に出席していたという事実以上に、具体的に、甲が原告の経営を中心となって担っていたという事実を認めるに足りる証拠はなく、前記認定事実（3）のとおり、原告において、営業部は、工事の受注し、受注した現場ごとに工事原価の大枠での内訳や外注労務費の分類を決めるなどして概算予算を策定する部署であり、この概算予算に基づいて外注先に見積書を提出させて実行予算書を作成、決裁等を行うのは、プラント建設部であって、原告の組織として、原告の発注（外注）する土木行為に係る外注先や外注費について、甲に対し、自身の裁量によって決定することができる権限を与えていたものと認めることはできない。

また、原告の従業員であった乙らについても、前記認定事実（2）イのとおり、原告のプラント建設部内のプラントGの管理者という立場にあり、プラント工事において、見積書の承認などの業務にあたっていたものの、前記認定事実（3）及び（4）イによれば、プラント建設部における外注先や外注費の決定については、その上位者であるCやDによる決裁や承認を要するものとされており、原告の会社組織として、原告の発注（外注）する土木行為の外注先や外注費の決定について、乙らに対し、自身の裁量によって決定することができる権限を与えていたものと認めることはできない。

そうすると、本件不正行為を行った甲及び乙らについて、会社の営業活動の中心となってその経営に参画していたとはいえないし、外注先の選定や外注費の決定に関する権限も、これを与えられていないか、限られたものであったことからすると、原告において代表者に準じるような地位にあったとまでは認められない。

イ 次に、前記4（2）イで指摘したように、本件不正行為において、水増し割合が極めて高いものが少なからず存在したこと、また、A作成の見積書には簡略で不自然な記載がされたものが相当数存在したこと、さらに、前記認定事実（4）ウのとおり、甲は、本件不正行為に及ぶ際、プラント建設部の乙らに対して土木工事の予算をどの程度まで計上する

ことができるのかを問い合わせていたことからすると、プラント建設部では、土木工事の予算をどの程度計上することができるのかを検討、説明することができる体制となっていたといえる。また、実際、乙らは、見積書に記載された現場の図面等を見れば、Aに本来発注する金額は見当がつく旨供述していることなどからすると、原告において、本件不正行為に係る原告のAに対する外注費の価格が不当に高額であることを認識することが可能であり、原告における外注工事の取引に関与する人物がAとの間で外注費の水増しを行っていることを疑ってしかるべき状況にあったと一応いえることができる。しかるに、原告のプラント建設部では、取引先から提出された見積書に記載された金額が概算予算の範囲内であった場合、CやDにより、実行予算書の決裁の際、外注費の金額が予算の範囲内であるかだけが確認され、外注先から提出された見積書の内容の確認は行われず、履行確認においても、工事後もAに作業完了の書面を求めたり、原告が作成した履行確認の書面にAからの署名を求めたりはされていなかったというのであるから、この点において、原告の管理体制に不備があったことは否定することができない。

しかしながら、本件不正行為は、営業部の最高責任者であった甲が、プラント建設部の担当者を取り込んで行ったものであって、原告において、これを疑うことができなかったとはいえないものの、容易に認識することができるものであったとまでは認めることができない。

ウ 以上によれば、前記アのとおり、本件不正行為を行った甲らについて、原告から、外注先や外注費の決定権限を与えられていたわけではなく、また、営業部の最高責任者の地位にあった甲は、本件不正行為の発覚を防ぐため、プラント建設部の乙らを取り込んだ上で、自身の利益を図ることを目的として、本件不正行為を行っていることからすると、前記のような原告の管理体制の不備を考慮したとしても、甲らの行為を原告の行為と同視することができるとまでは認めるに足りないというべきである。

エ したがって、原告については、重加算税の賦課要件を充足しないものと認めるのが相当である。

オ これに対し、被告は、前記認定事実（４）アのとおり、甲は、本件不正行為に及ぶ際、乙らに対して土木工事の予算をどの程度まで計上できるかを問い合わせ、この点について説明を受けた上で、Aから見積書を提出させていたのであるから、プラント建設部において、土木工事の予算の見当をつけることができたとか、戊から甲に仕事の依頼がある場合は二通りあり、見積書に架空分を付加するため単価を高くする場合と、甲が見積書を作成し戊に注文書をいきなり送り、Aでは注文書に記載の作業が必要ではなく、簡単な作業を行えばよい場合があり、後者については、履行確認を行えば、容易に本件不正行為に気付くことができたなど主張する。

しかし、プラント建設部において、土木工事の予算の見当をつけることができたという事実を考慮したとしても、甲が乙らを取り込んだ上で本件不正行為を行っていたことなども考慮すると、原告において、本件不正行為を容易に認識することができたとまでは認めることができないし、やはり、前記認定の甲や乙らの原告における地位や権限に鑑みると、甲及び乙らの行為について、原告の行為と同視するものであるとまでは認めることはできないというべきである。

そうすると、被告の上記各主張については、いずれもこれを採用することができず、被

告のその他の主張も、前記イで検討したところによれば、いずれも採用することはできない。

6 争点5（通則法70条4項該当性）について

（1）判断枠組み

通則法70条（平成31年3月29日号外法律第6号による改正前のもの）は、その1項1号において、国税の更正又は決定につき、決定申告期限から5年という除斥期間を規定した上で、その4項において、「次の各号に掲げる更正決定等は、第一項又は前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。」と規定し、同項1号において、「偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等」と規定している。これは、偽りその他不正の行為によって国税の全部又は一部を免れた納税者がある場合にこれに対して適正な課税を行うことができるよう、より長期の除斥期間を定めたものである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号、同●●年（〇〇）第●●号同18年4月25日第三小法廷判決・民集60巻4号1728頁参照）。このように、通則法70条4項1号は、偽りその他不正の行為による申告行為等、課税当局の発見、調査が妨げられるような事情があった場合に、国税の更正、決定等の期間制限（賦課権の除斥期間）の例外を規定するものであって、納税義務自体の消長や多寡を規定するものではなく、通則法68条1項とは異なり、偽りその他不正の行為をした者への制裁を目的にしたものではない。したがって、納税者の補助者又は代理人によるものであっても、納税者の納税義務の確定手続において客観的に「偽りその他不正の行為により全部又は一部の税額を免れ」との事実がある場合には、納税者自身が具体的な偽りその他不正の行為を意図し、又は指示したか否かを問うことなく、通則法70条4項1号が適用されるものと解するのが相当である。

（2）本件に関する検討

原告は、客観的にみれば、対応する役務の提供を受けていない本件外注費水増し分を含む過大な外注費を「損金」として計上し、甲らに対する損害賠償請求権を益金として計上せず、税額を過少に記載した確定申告書及び修正申告書を提出したのであるから、課税標準等又は納税の基礎となる事実を仮装したものといえる。そうすると、原告において、納税義務の確定手続において客観的に「偽りその他不正の行為により全部又は一部の税額を免れ」という事実があるということになるから、通則法70条4項1号の要件を充足することになる。

したがって、通則法70条4項1号を適用により、平成24年9月期及び平成25年9月期に関する法人税、復興特別法人税、消費税及び地方消費税に関する各更正処分をすることができることとなる。

7 本件各更正処分等の適法性について

（1）本件各更正処分（法人税、復興特別法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税の税額）について

前記2から4、6によれば、被告が本件訴訟において主張する別紙4の第1から4までに記載の本件各更正処分の根拠はいずれも相当であり、かつ、その根拠に基づいて算定した更正処分により納付すべき、法人税、復興特別法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税の額は、いずれも別表1-1から1-3までに記載の納付すべき税額の記載と同額であるから、

本件各更正処分は適法というべきである。

(2) 本件各賦課決定処分（加算税の賦課）について

ア 前記5で判示したところによれば、重加算税に関する本件各賦課決定処分は、これを賦課する要件を欠くものというべきである。

イ しかし、通則法65条の規定による過少申告加算税と同法68条1項の規定による重加算税とは、ともに申告納税方式による国税について過少な申告を行った納税者に対する行政上の制裁として賦課されるものであって、同一の修正申告又は更正に係るものである限り、その賦課及び税額計算の基礎を同じくし、ただ、後者の重加算税は、前者の過少申告加算税の賦課要件に該当することに加えて、当該納税者がその国税の賦課標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出するという不正手段を用いたとの特別の事由が存する場合に、当該基礎となる税額に対し、過少申告加算税におけるよりも重い一定比率を乗じて得られる金額の制裁を課することとしたものと考えられるから、両者は相互に無関係な別個独立の処分ではなく、重加算税の賦課は、過少申告加算税として賦課されるべき一定の税額に前記加重額に当たる一定の金額を加えた額の税を賦課する処分として、上記過少申告加算税の賦課に相当する部分をその中に含んでいるものと解するのが相当であり（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同58年10月27日第一小法廷判決・民集37巻8号1196頁）、重加算税賦課処分について、納税者による隠ぺい又は仮装の事実が認められないために効力を有しないと判断される場合であっても、過少申告加算税賦課の要件を充たしている場合には、その限度においてなお処分の効力を有するものと解するのが相当である。

そして、前記前提事実（2）及び（3）、前記2から4、6によれば、原告は、本件不正行為により、外注費の額を過大に計上した上で法定申告期限内に各納税申告書をそれぞれ仙台北税務署長に対して提出しているところ、本件各更正処分がなされたことにより、当初の申告税額が結果的に過少になっていると認めることができる。また、この点について、通則法65条4項1号所定の「正当な理由」を認めるべき証拠はない。

以上によれば、本件各賦課決定処分は、過少申告加算税相当額として、別紙4の第5記載の根拠に基づいて算定した、別表2から5までの「過少申告加算税に相当する金額」記載の額を賦課した部分の限度では適法であるが、これを超える部分は違法であって取消しを免れない。

第4 結語

よって、仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした重加算税の各賦課決定処分については、別表2から5までの「過少申告加算税に相当する金額」記載の額を超える部分について、これを取り消すこととし、原告のその余の請求にはいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 齊藤 充洋

裁判官 佐藤 久貴

裁判官 東影 将希

別紙 1

当事者目録

原 告
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士
同
同

被 告
同代表者法務大臣
処 分 行 政 庁
指 定 代 理 人
同
同
同
同
同
同
同
同

F

株 式 会 社

H

森 田 純 也
伊 藤 嶋 馬
小 林 正 人

国 小 泉 龍 司

仙台北税務署長事務承継者仙台中税務署長

但 野 浩 司
富 岡 宏

官 尾 友 里 恵
野 呂 和 代

佐 藤 達 雄
渡 部 千 尋

佐 伯 幸 次
音 道 尚 利

秋 山 美 千 子
尾 崎 広 典

以上

取消処分目録

- 1 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成23年10月1日から平成24年9月30日までの事業年度（以下「平成24年9月期」といい、他の事業年度についても順次、各個別の終了年月をもって同様に示す。）に係る法人税の重加算税賦課決定処分のうち、26万9000円を超える部分
- 2 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成25年9月期に係る法人税の重加算税賦課決定処分のうち、38万円を超える部分
- 3 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成26年9月期に係る法人税の重加算税賦課決定処分のうち、19万2000円を超える部分
- 4 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成27年9月期に係る法人税の重加算税賦課決定処分のうち、35万円を超える部分
- 5 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成28年9月期に係る法人税の重加算税賦課決定処分のうち、6万8000円を超える部分
- 6 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成29年9月期に係る法人税の重加算税賦課決定処分のうち、18万8000円を超える部分
- 7 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成24年10月1日から平成25年9月30日までの課税事業年度（以下「平成25年9月課税事業年度」といい、他の事業年度についても順次、各個別の終了年月をもって同様に示す。）に係る復興特別法人税の重加算税賦課決定処分のうち、3万8000円を超える部分
- 8 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成26年9月課税事業年度に係る復興特別法人税の重加算税賦課決定処分のうち、1万9000円を超える部分
- 9 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成27年9月課税事業年度に係る地方法人税の重加算税賦課決定処分のうち、1万5000円を超える部分
- 10 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成28年9月課税事業年度に係る地方法人税の重加算税賦課決定処分
- 11 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成29年9月課税事業年度に係る地方法人税の重加算税賦課決定処分のうち、8000円を超える部分
- 12 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成23年10月1日から平成24年9月30日までの課税期間（以下「平成24年9月課税期間」といい、他の課税期間についても順次、各個別の終了年月をもって同様に示す。）に係る消費税及び地方消費税の重加算税賦課決定処分のうち、4万4000円を超える部分
- 13 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成25年9月課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税賦課決定処分のうち、7万8000円を超える部分
- 14 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成26年9月課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税賦課決定処分のうち、5万3000円を超える部分
- 15 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成27年9月課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税賦課決定処分のうち、11万5000円を超える部分
- 16 仙台北税務署長が令和元年7月29日付けで原告に対してした平成28年9月課税期間に係る

消費税及び地方消費税の重加算税賦課決定処分のうち、３万３０００円を超える部分

- 17 仙台北税務署長が令和元年７月２９日付けで原告に対してした平成２９年９月課税期間に係る
消費税及び地方消費税の重加算税賦課決定処分のうち、６万６０００円を超える部分

以上

別紙 3

関係法令の定め

第1 法人税法

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から
当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入
すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による
資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引
以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入
すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原
価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用
(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを
除く。)の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の
定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計
算されるものとする。

第2 消費税法

第二條

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは
借り受け、又は役務の提供(所得税法第二十八条第一項(給与所得)に規定す

る給与等を対価とする役務の提供を除く。)を受けること(当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。)をいう。

第三十条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において行う課税仕入れ(特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に百八分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

第3 国税通則法

(過少申告加算税)

第六十五条 期限内申告書(還付請求申告書を含む。第三項において同じ。)が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条

第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2及び3 略

4 次の各号に掲げる場合には、第一項又は第二項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

一 第一項又は第二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 略

5 略

（国税の更正、決定等の期間制限）（平成31年3月29日号外法律第6号による改正前のもの）

第七十条 次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号に定める期限又は日から五年（第二号に規定する課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定（納付すべき税額を減少させるものを除く。）については、三年）を経過した日以後においては、することができない。

2及び3 略

4 次の各号に掲げる更正決定等は、第一項又は前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はそ

の全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等

二及び三 略

以上

第 1 本件法人税各更正処分の税額の算定根拠

原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は次のとおりである。

1 平成 24 年 9 月期（別表 2 の「平成 24 年 9 月期」欄）

（1）所得金額（別表 2 ⑦の「平成 24 年 9 月期」欄） 4 億 7 4 6 0 万 3 4 5 6 円

上記金額は、次のアの金額にイないしエの金額を加算した金額である。

ア 申告所得金額（別表 2 ①の「平成 24 年 9 月期」欄） 4 億 6 5 6 2 万 3 4 5 6 円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成 27 年 6 月 10 日に提出した平成 24 年 9 月期の法人税の修正申告書（乙 17 の 2）に記載された所得金額である（別表 1－1「平成 24 年 9 月期」の「②修正申告」欄参照）。

イ 外注費の過大計上（別表 2 ②の「平成 24 年 9 月期」欄） 8 9 8 万円

上記金額は、原告が平成 24 年 9 月期の外注費（損金）に計上し申告している金額であるが、役務の提供がない水増しした金額であり、当該事業年度の所得金額に加算（損金〔外注費〕から減算）される金額である（ただし、消費税等を含む金額（以下「税込金額」という。）は 9 4 2 万 9 0 0 0 円である。）。

ウ 横領損失計上漏れ（別表 2 ③の「平成 24 年 9 月期」欄） △ 9 4 2 万 9 0 0 0 円

上記金額は、甲が外注先である A から水増しした外注費の額をバックさせた金額を横領したことによる損失の額であり、損金に計上漏れになっていることから、平成 24 年 9 月期の所得金額から減算（損金に加算）される金額である。

エ 損害賠償請求権計上漏れ（別表 2 ④「平成 24 年 9 月期」欄） 9 4 2 万 9 0 0 0 円

上記ウの横領された金額に対し、原告には損害賠償を請求する権利が生じているが、権利が生じたことによる収益について益金に計上漏れであることから、当該事業年度の所得金額に加算される金額である。

（2）所得金額に対する法人税額（別表 2 ⑧の「平成 24 年 9 月期」欄）

1 億 4 1 4 2 万 0 9 0 0 円

法人税法 66 条 1 項及び 2 項、租税特別措置法 42 条の 3 の 2 第 1 項（いずれも、平成 23 年法律第 114 号による改正前のもの。）の規定により、4 億 7 4 6 0 万 3 0 0 0 円（前記（1）の所得金額 4 億 7 4 6 0 万 3 4 5 6 円から通則法 118 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）のうち 8 0 0 万円については 1 0 0 分の 18 の税率を、その残額の 4 億 6 6 6 0 万 3 0 0 0 円については 1 0 0 分の 30 の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

（3）控除対象所得税額（別表 2 ⑨の「平成 24 年 9 月期」欄）

4 万 4 8 0 8 円

上記金額は、平成 24 年 9 月期の法人税の修正申告書（乙 17 の 2）に記載された所得税の控除税額と同額であり、法人税法 68 条 1 項の規定により、所得金額に対する法人税額から控除される金額である。

（4）差引納付すべき法人税額（別表 2 ⑩の「平成 24 年 9 月期」欄）

1 億 4 1 3 7 万 6 0 0 0 円

上記金額は、前記（2）の金額から前記（3）の金額を控除した金額（ただし、通則法 119 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 円未満の金額を切り捨てた後の金額）である。

(5) 既に納付の確定した法人税額 (別表 2⑪の「平成 24 年 9 月期」欄)

1 億 3 8 6 8 万 2 0 0 0 円

上記金額は、平成 24 年 9 月期の法人税の修正申告書 (乙 17 の 2) の「差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12)」欄に記載された金額である。

(6) 更正処分により納付すべき法人税額 (別表 2⑫の「平成 24 年 9 月期」欄)

2 6 9 万 4 0 0 0 円

上記金額は、前記 (4) の金額から前記 (5) の金額を控除した金額であり、平成 24 年 9 月期の法人税に係る更正処分 (甲 1 の 1) により原告が納付すべきこととなった法人税額である。

2 平成 25 年 9 月期 (別表 2 の「平成 25 年 9 月期」欄)

(1) 所得金額 (別表 2⑦の「平成 25 年 9 月期」欄)

1 億 9 5 5 5 万 2 4 4 4 円

上記金額は、次のアの金額にイないしカの金額を加算した金額である。

ア 申告所得金額 (別表 2①の「平成 25 年 9 月期」欄)

1 億 8 0 6 2 万 3 5 4 4 円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成 27 年 6 月 10 日に提出した平成 25 年 9 月期の法人税の修正申告書 (乙 18 の 2) に記載された所得金額である (別表 1-1「平成 25 年 9 月期」の「②修正申告」欄参照)。

イ 外注費の過大計上 (別表 2②の「平成 25 年 9 月期」欄)

1 5 7 9 万円

上記金額は、原告が平成 25 年 9 月期の外注費 (損金) に計上し申告している金額であるが、役務の提供がない水増しした金額であり、当該事業年度の所得金額に加算 (損金 [外注費] から減算) される金額である (ただし、税込金額は 1 6 5 7 万 9 5 0 0 円である。)。

ウ 横領損失計上漏れ (別表 2③の「平成 25 年 9 月期」欄)

△ 1 6 5 7 万 9 5 0 0 円

上記金額は、甲が A から水増した外注費の額をバックさせた金額を横領したことによる損失の額であり、損金に計上漏れになっていることから、平成 25 年 9 月期の所得金額から減算 (損金に加算) される金額である。

エ 損害賠償請求権計上漏れ (別表 2④の「平成 25 年 9 月期」欄)

1 6 5 7 万 9 5 0 0 円

上記ウの横領された金額に対し、原告には損害賠償を請求する権利が生じているが、権利が生じたことによる収益について益金に計上漏れであることから、当該事業年度の所得金額に加算される金額である。

オ 雑収入計上漏れ (別表 2⑤の「平成 25 年 9 月期」欄)

2 0 0 円

上記金額は、平成 25 年 9 月期の法人税に係る更正処分 (甲 1 の 2) に伴う消費税額の再計算により算出された仮払・未払消費税の精算差額であり、雑収入の額として当該事業年度の所得金額 (益金) に加算される金額である。

カ 事業税等認容 (別表 2⑥「平成 25 年 9 月期」欄)

△ 8 6 万 1 3 0 0 円

上記金額は、平成 24 年 9 月期の法人税の更正処分 (甲 1 の 1) に伴い原告が納付することとなった法人事業税及び地方法人特別税相当額 (以下「事業税等」という。) であり、平成 25 年 9 月期の所得金額から減算 (損金に加算) される金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額 (別表 2⑧の「平成 25 年 9 月期」欄)

4 9 0 2 万 5 7 6 0 円

法人税法 66 条 1 項及び 2 項、租税特別措置法 42 条の 3 の 2 第 1 項 (いずれも、平成 23 年法律第 114 号による改正後のもの。以下同じ。) 1 項及び 2 項の規定により、1 億 9

555万2000円（前記（１）の所得金額1億9555万2444円から通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）のうち800万円については100分の15の税率を、その残額の1億8755万2000円については100分の25.5の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

- （３）控除対象所得税額（別表2⑨の「平成25年9月期」欄） 4万6984円

上記金額は、平成25年9月期の法人税の修正申告書（乙18の2）に記載された所得税等の控除税額と同額であり、法人税法68条1項の規定により、所得金額に対する法人税額から控除される金額である。

- （４）差引納付すべき法人税額（別表2⑩の「平成25年9月期」欄） 4897万8700円

上記金額は、前記（２）の金額から前記（３）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の金額を切り捨てた後の金額）である。

- （５）既に納付の確定した法人税額（別表2⑪の「平成25年9月期」欄）

4517万1800円

上記金額は、平成25年9月期の法人税の修正申告書（乙18の2）の「差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）」欄に記載された金額である。

- （６）更正処分により納付すべき法人税額（別表2⑫の「平成25年9月期」欄）

380万6900円

上記金額は、前記（４）の金額から前記（５）の金額を控除した金額であり、平成25年9月期の法人税に係る更正処分（甲1の2）により原告が納付すべきこととなった法人税額である。

3 平成26年9月期（別表2「平成26年9月期」欄）

- （１）所得金額（別表2⑦の「平成26年9月期」欄） 3億9274万2067円

上記金額は、次のアの金額にイないしカの金額を加算した金額である。

- ア 申告所得金額（別表2①の「平成26年9月期」欄） 3億8517万4067円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成27年6月10日に提出した平成26年9月期の法人税の修正申告書（乙19の2）に記載された所得金額である（別表1－1「平成26年9月期」の「②修正申告」欄参照）。

- イ 外注費の過大計上（別表2②の「平成26年9月期」欄） 900万円

上記金額は、原告が平成26年9月期の外注費（損金）に計上し申告している金額であるが、役務の提供がない水増しした金額であり、当該事業年度の所得金額に加算（損金〔外注費〕から減算）される金額である（ただし、税込金額は953万4000円である。）

- ウ 横領損失計上漏れ（別表2③の「平成26年9月期」欄） △759万円

上記金額は、甲がAから水増した外注費の額をバックさせた金額を横領したことによる損失の額であり、損金に計上漏れになっていることから、平成26年9月期の所得金額から減算（損金に加算）される金額である。

- エ 損害賠償請求権計上漏れ（別表2④の「平成26年9月期」欄） 759万円

上記ウの横領された金額に対し、原告には損害賠償を請求する権利が生じているが、権利が生じたことによる収益について益金に計上漏れであることから当該事業年度の所得金額に加算される金額である。

オ 雑収入計上漏れ（別表２⑤の「平成２６年９月期」欄） １００円

上記金額は、平成２６年９月期の法人税に係る更正処分（甲１の３）に伴う消費税額の再計算により算出された仮払・未払消費税の精算差額であり、雑収入の額として当該事業年度の所得金額（益金）に加算される金額である。

カ 事業税等認容（別表２⑥の「平成２６年９月期」欄） △１４３万２１００円

上記金額は、平成２５年９月期の法人税の更正処分（甲１の２）に伴い原告が納付することとなった事業税等相当額であり、平成２６年９月期の所得金額から減算（損金に加算）される金額である。

（２）所得金額に対する法人税額（別表２⑧の「平成２６年９月期」欄） ９９３０万９２１０円

法人税法６６条１項及び２項の規定により、３億９２７４万２０００円（前記（１）の所得金額３億９２７４万２０６７円から通則法１１８条１項の規定に基づき１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの。）のうち８００万円については１００分の１５の税率を、その残額の３億８４７４万２０００円については１００分の２５．５の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

（３）控除対象所得税額（別表２⑨の「平成２６年９月期」欄） ２１万３８２８円

上記金額は、平成２６年９月期の法人税の修正申告書（乙１９の２）に記載された所得税等の控除税額と同額であり、法人税法６８条１項の規定により、所得金額に対する法人税額から控除される金額である。

（４）差引納付すべき法人税額（別表２⑩の「平成２６年９月期」欄） ９９０９万５３００円

上記金額は、前記（２）の金額から前記（３）の金額を控除した金額（ただし、通則法１１９条１項の規定に基づき１００円未満の金額を切り捨てた後の金額）である。

（５）既に納付の確定した法人税額（別表２⑪の「平成２６年９月期」欄）

９７１６万５５００円

上記金額は、平成２６年９月期の法人税の修正申告書（乙１９の２）の「差引所得に対する法人税額（１０）－（１１）－（１２）」欄に記載された金額である。

（６）更正処分により納付すべき法人税額（別表２⑫の「平成２６年９月期」欄）

１９２万９８００円

上記金額は、前記（４）の金額から前記（５）の金額を控除した金額であり、平成２６年９月期の法人税に係る更正処分（甲１の３）により原告が納付すべきこととなった法人税額である。

４ 平成２７年９月期（別表２「平成２７年９月期」）

（１）所得金額（別表２⑦の「平成２７年９月期」欄） ７億４５７７万３５８９円

上記金額は、次のアの金額にイないしカの金額を加算した金額である。

ア 申告所得金額（別表２①の「平成２７年９月期」欄） ７億３２０１万４０８９円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成２７年１１月３０日に提出した平成２７年９月期の法人税の確定申告書（乙２０）に記載された所得金額である（別表１－１「平成２７年９月期」の「①確定申告」欄参照）。

イ 外注費の過大計上（別表２②の「平成２７年９月期」欄） １４４８万５１８６円

上記金額は、原告が平成２７年９月期の外注費（損金）に計上している金額であるが、役務の提供がない水増しした金額であり、当該事業年度の所得金額に加算（損金〔外注

費〕から減算〕される金額である（ただし、税込金額は1564万4000円である。）。

ウ 横領損失計上漏れ（別表2③の「平成27年9月期」欄） 1758万8000円

上記金額は、甲がAから水増した外注費の額をバックさせた金額を横領したことによる損失の額であり、損金に計上漏れになっていることから、平成27年9月期の所得金額から減算（損金に加算）される金額である。

エ 損害賠償請求権計上漏れ（別表2④の「平成27年9月期」欄） 1758万8000円

上記ウの横領された金額に対し、原告には損害賠償を請求する権利が生じているが、権利が生じたことによる収益について益金に計上漏れであることから、当該事業年度の所得金額（益金）に加算される金額である。

オ 雑収入計上漏れ（別表2⑤の「平成27年9月期」欄） 314円

上記金額は、平成27年9月期の法人税に係る更正処分（甲1の4）に伴う消費税額の再計算により算出された仮払・未払消費税の精算差額であり、雑収入の額として当該事業年度の所得金額（益金）に加算される金額である。

カ 事業税等認容（別表2⑥の「平成27年9月期」欄） 72万6000円

上記金額は、平成26年9月期の法人税の更正処分（甲1の3）に伴い原告が納付することとなった事業税等相当額であり、平成27年9月期の所得金額から減算される金額である。

（2）所得金額に対する法人税額（別表2⑧の「平成27年9月期」欄）

1億8933万2115円

法人税法66条1項及び2項、租税特別措置法42条の3の2第1項の規定により、7億4577万3000円（前記（1）の所得金額7億4577万3589円から通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）のうち800万円については100分の15の税率を、その残額の7億3777万3000円については100分の25.5の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

（3）控除対象所得税額（別表2⑨の「平成27年9月期」欄） 9万4030円

上記金額は、平成27年9月期の法人税の確定申告書（乙20）に記載された所得税等の控除税額と同額であり、法人税法68条1項の規定により、所得金額に対する法人税額から控除される金額である。

（4）差引納付すべき法人税額（別表2⑩の「平成27年9月期」欄）

1億8923万8000円

上記金額は、前記（2）の金額から前記（3）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の金額を切り捨てた後の金額）である。

（5）既に納付の確定した法人税額（別表2⑪の「平成27年9月期」欄）

1億8572万9500円

上記金額は、平成27年9月期の法人税の確定申告書（乙20）の「差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）」欄に記載された金額である。

（6）更正処分により納付すべき法人税額（別表2⑫の「平成27年9月期」欄）

350万8500円

上記金額は、前記（4）の金額から前記（5）の金額を控除した金額であり、平成27年9月期の法人税に係る更正処分（甲1の4）により原告が納付すべきこととなった法人税額

である。

5 平成28年9月期（別表2「平成28年9月期」欄）

（1）所得金額（別表2⑦の「平成28年9月期」欄） 3億6991万5291円

上記金額は、次のアの金額にイないしカの金額を加算した金額である。

ア 申告所得金額（別表2①の「平成28年9月期」欄） 3億6706万5091円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成28年11月29日に提出した平成28年9月期の法人税の確定申告書（乙21）に記載された所得金額である（別表1-1「平成28年9月期」の「①確定申告」欄参照）。

イ 外注費の過大計上（別表2②の「平成28年9月期」欄） 417万円

上記金額は、原告が平成28年9月期の外注費（損金）に計上している金額であるが、役務の提供がない水増しした金額であり、当該事業年度の所得金額に加算（損金〔外注費〕から減算）される金額である（ただし、税込金額は450万3600円である。）。

ウ 横領損失計上漏れ（別表2③の「平成28年9月期」欄） △450万3600円

上記金額は、甲がAから水増した外注費の額をバックさせた金額を横領したことによる損失の額であり、損金に計上漏れになっていることから、平成28年9月期の所得金額から減算（損金に加算）される金額である。

エ 損害賠償請求権計上漏れ（別表2④の「平成28年9月期」欄） 450万3600円

上記ウの横領された金額に対し、原告には損害賠償を請求する権利が生じているが、権利が生じたことによる収益について益金に計上漏れであることから、当該事業年度の所得金額（益金）に加算される金額である。

オ 雑収入計上漏れ（別表2⑤の「平成28年9月期」欄） 200円

上記金額は、平成28年9月期の法人税に係る更正処分（甲1の5）に伴う消費税額の再計算により算出された仮払・未払消費税の精算差額であり、雑収入の額として当該事業年度の所得金額に加算される。

カ 事業税等認容（別表2⑥の「平成28年9月期」欄） △132万円

上記金額は、平成27年9月期の法人税の更正処分（甲1の4）に伴い原告が納付することとなった事業税等相当額であり、平成28年9月期の所得金額から減算（損金に加算）される金額である。

（2）所得金額に対する法人税額（別表2⑧の「平成28年9月期」欄） 8769万7685円

法人税法66条（平成27年法律第9号による改正後のもの。）1項及び2項、租税特別措置法42条の3の2第1項の規定により、3億6991万5000円（前記（1）の所得金額3億6991万5291円から通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）のうち800万円については100分の15の税率を、その残額の3億6191万5000円については100分の23.9の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

（3）控除対象所得税額（別表2⑨の「平成28年9月期」欄） 6万3018円

上記金額は、平成28年9月期の法人税の確定申告書（乙21）に記載された所得税等の控除税額と同額であり、法人税法68条1項の規定により、所得金額に対する法人税額から控除される金額である。

（4）差引納付すべき法人税額（別表2⑩の「平成28年9月期」欄） 8763万4600円

上記金額は、前記（２）の金額から前記（３）の金額を控除した金額（ただし、通則法 19 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の金額を切り捨てた後の金額）である。

（５）既に納付の確定した法人税額（別表 2⑪の「平成 28 年 9 月期」欄）

8695 万 3500 円

上記金額は、平成 28 年 9 月期の法人税の確定申告書（乙 21）の「差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）」欄に記載された金額である。

（６）更正処分により納付すべき法人税額（別表 2⑫の「平成 28 年 9 月期」欄）

68 万 1100 円

上記金額は、前記（４）の金額から前記（５）の金額を控除した金額であり、平成 28 年 9 月期の法人税に係る更正処分（甲 1 の 5）により原告が納付すべきこととなった法人税額である。

6 平成 29 年 9 月期（別表 2「平成 29 年 9 月期」欄）

（１）所得金額（別表 2⑦の「平成 29 年 9 月期」欄）

5 億 7950 万 2604 円

上記金額は、次のアの金額にイないしカの金額を加算した金額である。

ア 申告所得金額（別表 2①の「平成 29 年 9 月期」欄）

5 億 7146 万 4704 円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成 29 年 11 月 30 日に提出した平成 29 年 9 月期の法人税の確定申告書（乙 22）に記載された所得金額である（別表 1－1 の平成 29 年 9 月期の「①確定申告」欄参照）。

イ 外注費の過大計上（別表 2②の「平成 29 年 9 月期」欄）

831 万 1111 円

上記金額は、原告が平成 29 年 9 月期の外注費（損金）に計上し申告している金額であるが、役務の提供がない水増しした金額であり、当該事業年度の所得金額に加算（損金〔外注費〕から減算）される金額である（ただし、税込金額は 897 万 6000 円である。）。

ウ 横領損失計上漏れ（別表 2③の「平成 29 年 9 月期」欄）

△669 万 6000 円

上記金額は、甲が A から水増した外注費の額をバックさせた金額を横領したことによる損失の額であり、損金に計上漏れであることから、平成 29 年 9 月期の所得金額から減算（損金に加算）される金額である。

エ 損害賠償請求権計上漏れ（別表 2④の「平成 29 年 9 月期」欄）

669 万 6000 円

上記ウの横領された金額に対し、原告には損害賠償を請求する権利が生じているが、権利が生じたことによる収益について益金に計上漏れであることから、当該事業年度の所得金額に加算される金額である。

オ 雑収入計上漏れ（別表 2⑤の「平成 29 年 9 月期」欄）

289 円

上記金額は、平成 29 年 9 月期の法人税に係る更正処分（甲 1 の 6）に伴う消費税額の再計算により算出された仮払・未払消費税の精算差額であり、雑収入の額として当該事業年度の所得金額（益金）に加算される金額である。

カ 事業税等認容（別表 2⑥の「平成 29 年 9 月期」欄）

△27 万 3500 円

上記金額は、平成 28 年 9 月期の法人税の更正処分（甲 1 の 5）に伴い原告が納付することとなった事業税等相当額であり、平成 29 年 9 月期の所得金額から減算される金額である。

（２）所得金額に対する法人税額（別表 2⑧の「平成 29 年 9 月期」欄）

1億3493万1468円

法人税法66条（平成28年法律第15号による改正後のもの。）1項及び2項、租税特別措置法42条の3の2第1項の規定により、5億7950万2000円（前記（1）の所得金額5億7950万2604円から通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）のうち800万円については100分の15の税率を、その残額の5億7150万2000円については100分の23.4の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

（3）控除対象所得税額（別表2⑨の「平成29年9月期」欄） 3万9394円

上記金額は、平成29年9月期の法人税の確定申告書（乙22）に記載された所得税等の控除税額と同額であり、法人税法68条1項の規定により、所得金額に対する法人税額から控除される金額である。

（4）差引納付すべき法人税額（別表2⑩の「平成29年9月期」欄）

1億3489万2000円

上記金額は、前記（2）の金額から前記（3）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の金額を切り捨てた後の金額）である。

（5）既に納付の確定した法人税額（別表2⑪の「平成29年9月期」欄）

1億3301万1100円

上記金額は、平成29年9月期の法人税の確定申告書（乙22）の「差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）」欄に記載された金額である。

（6）更正処分により納付すべき法人税額（別表2⑫の「平成29年9月期」欄）

188万0900円

上記金額は、前記（4）の金額から前記（5）の金額を控除した金額であり、平成29年9月期の法人税に係る更正処分（甲1の6）により原告が納付すべきこととなった法人税額である。

第2 本件復興特別法人税各更正処分の税額の算定根拠

原告の本件各課税事業年度の復興特別法人税に係る課税標準法人税額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年12月2日法律第117号。以下「復興財源確保法」という。）47条1項）及び納付すべき復興特別法人税額は、次のとおりである。

1 平成25年9月課税事業年度（別表3「平成25年9月課税事業年度」欄）

（1）課税標準法人税額（別表3③の「平成25年9月課税事業年度」欄）

4902万5000円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 申告による課税標準法人税額（別表3①の「平成25年9月課税事業年度」欄）

4521万8000円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成27年6月10日に提出した平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税の修正申告書（乙23の2）に記載された課税標準法人税額である（別表1－2の（2）復興特別法人税の「平成25年9月期」の「②修正申告」欄の金額と同じ。）。
なお、復興財源確保法47条1項により、各課税事業年度の課税標準法人税額は各課

税事業年度の基本法人税額とされており、平成25年9月課税事業年度の課税標準法人税額は平成25年9月期の法人税の修正申告書（乙18の2）の「2法人税額」欄記載の金額を通則法118条1項の規定に基づき、1000円未満の端数を切り捨てた金額と同じである（以下、平成26年9月課税事業年度において同じ。）。

イ 課税標準法人税額に加算される金額（別表3②の「平成25年9月課税事業年度」欄）

380万7000円

上記金額は、平成25年9月期の法人税更正処分（甲1の2）により増加した所得金額に対する法人税額であり、平成25年9月課税事業年度の課税標準法人税額に加算される金額である（甲2の1の「課税事業法人税額5」欄の「申告又は更正前の金額」と「更正又は決定の金額」欄の差額と同額）。

（2）復興特別法人税額（別表3④の「平成25年9月課税事業年度」欄）490万2500円

上記金額は、復興財源確保法48条の規定により、4902万5000円（前記（1）の課税標準法人税額）に100分の10の税率を乗じて計算した金額である。

（3）控除税額（別表3⑤の「平成25年9月課税事業年度」欄）849円

上記金額は、平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税の修正申告書（乙23の2）に記載された控除税額と同額であり、復興財源確保法49条1項の規定により、課税標準法人税額に対する復興特別法人税額から控除される金額である。

（4）差引復興特別法人税額（別表3⑥の「平成25年9月課税事業年度」欄）

490万1600円

上記金額は、前記（2）の金額から前記（3）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額）である。

（5）既に納付の確定した復興特別法人税額（別表3⑦の「平成25年9月課税事業年度」欄）

452万0900円

上記金額は、平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税の修正申告書（乙23の2）に記載された納付すべき復興特別法人税額と同額である。

（6）更正処分により納付すべき復興特別法人税額（別表3⑧の「平成25年9月課税事業年度」欄）

38万0700円

上記金額は、前記（4）の金額から前記（5）の金額を控除した金額であり、平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税に係る更正処分（甲2の2）により原告が納付すべきこととなった復興特別法人税額である。

2 平成26年9月課税事業年度（別表3「平成26年9月課税事業年度」欄）

（1）課税標準法人税額（別表3③の「平成26年9月課税事業年度」欄）

9930万9000円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 申告による課税標準法人税額（別表3①の「平成26年9月課税事業年度」欄）

9737万9000円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成27年6月10日に提出した平成26年9月課税事業年度の復興特別法人税の修正申告書（乙24の2）に記載された課税標準法人税額である（別表1-2の（2）復興特別法人税の「平成26年9月期」の「②修正申告」欄の金額と同じ。）。

イ 課税標準法人税額に加算される金額（別表３②「平成２６年９月課税事業年度」欄）

１９３万円

上記金額は、平成２６年９月期の法人税更正処分（甲１の３）により増加した所得金額に対する法人税額であり、平成２６年９月課税事業年度の課税標準法人税額に加算される金額である。

（２）復興特別法人税額（別表３④の「平成２６年９月課税事業年度」欄） ９９３万０９００円

上記金額は、復興財源確保法４８条の規定により、９９３０万９０００円（前記（１）の課税標準法人税額）に１００分の１０の税率を乗じて計算した金額である。

（３）控除税額（別表３⑤の「平成２６年９月課税事業年度」欄） ４４６６円

上記金額は、平成２６年９月課税事業年度の復興特別法人税の修正申告書（乙２４の２）に記載された控除税額と同額であり、復興財源確保法４９条１項の規定により、課税標準法人税額に対する復興特別法人税額から控除される金額である。

（４）差引復興特別法人税額（別表３⑥の「平成２６年９月課税事業年度」欄）

９９２万６４００円

上記金額は、前記（２）の金額から前記（３）の金額を控除した金額（ただし、通則法１１９条１項の規定に基づき１００円未満の端数を切り捨てた後の金額）である。

（５）既に納付の確定した復興特別法人税額（別表３⑦の「平成２６年９月課税事業年度」欄）

９７３万３４００円

上記金額は、平成２６年９月課税事業年度の復興特別法人税の修正申告書（乙２４の２）に記載された納付すべき復興特別法人税額と同額である。

（６）更正処分により納付すべき復興特別法人税額（別表３⑧の「平成２６年９月課税事業年度」欄）

１９万３０００円

上記金額は、前記（４）の金額から前記（５）の金額を控除した金額であり、平成２６年９月課税事業年度の復興特別法人税に係る更正処分（甲２の２）により原告が納付すべきこととなった復興特別法人税額である。

第３ 本件地方法人税各更正処分の税額の算定根拠

原告の本件各課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額（地方法人税法（平成２８年１１月２８日法律第８５号による改正前のもの。以下同じ。）９条１項）及び納付すべき地方法人税額は、次のとおりである。

１ 平成２７年９月課税事業年度（別表４「平成２７年９月課税事業年度」欄）

（１）課税標準法人税額（別表４③の「平成２７年９月課税事業年度」欄）

１億８９３３万２０００円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 申告による課税標準法人税額（別表４①の「平成２７年９月課税事業年度」欄）

１億８５８２万３０００円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成２７年１１月３０日に提出した平成２７年９月課税事業年度の地方法人税の確定申告書（乙２０）に記載された課税標準法人税額である。

イ 課税標準法人税額に加算される金額（別表４②の「平成２７年９月課税事業年度」欄）

３５０万９０００円

上記金額は、平成27年9月期の法人税更正処分（甲1の4）により増加した所得金額に対する法人税額であり、平成27年9月課税事業年度の課税標準法人税額に加算される金額である（甲3の1の「課税標準法人税額3」欄の「申告又は更正前の金額」欄の金額と「更正又は決定の金額」欄の差額と同じ。）。

- (2) 所得地方法人税額（別表4④の「平成27年9月課税事業年度」） 833万0608円

上記金額は、地方法人税法10条の規定により、1億8933万2000円（前記（1）の課税標準法人税額）に100分の4.4の税率を乗じて計算した金額である。

- (3) 差引地方法人税額（別表4⑤「平成27年9月課税事業年度」欄） 833万0600円

上記金額は、前記（2）の金額を通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

- (4) 既に納付の確定した地方法人税額（別表4⑦「平成27年9月課税事業年度」欄）

817万6200円

上記金額は、平成27年9月課税事業年度の地方法人税の確定申告書（乙20）に記載された納付すべき地方法人税額と同額である。

- (5) 更正処分により納付すべき地方法人税額（別表4⑧の「平成27年9月課税事業年度」欄）

15万4400円

上記金額は、前記（3）の金額から前記（4）の金額を控除した金額であり、平成27年9月課税事業年度の地方法人税に係る更正処分（甲3の1）により原告が納付すべきこととなった地方法人税額である。

2 平成28年9月課税事業年度（別表4「平成28年9月課税事業年度」欄）

- (1) 課税標準法人税額（別表4③の「平成28年9月課税事業年度」欄）

8769万7000円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

- ア 申告による課税標準法人税額（別表4①の「平成28年9月課税事業年度」欄）

8701万6000円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成28年11月29日に提出した平成28年9月課税事業年度の地方法人税の確定申告書（乙21）に記載された課税標準法人税額である。

- イ 課税標準法人税額に加算される金額（別表4②の「平成28年9月課税事業年度」欄）

68万1000円

上記金額は、平成28年9月期の法人税更正処分（甲1の5）により増加した所得金額に対する法人税額であり、平成28年9月課税事業年度の課税標準法人税額に加算される金額である（甲3の2の「課税標準法人税額3」欄の「申告又は更正前の金額」欄の金額と「更正又は決定の金額」欄の金額の差額と同じ。）。

- (2) 所得地方法人税額（別表4④の「平成28年9月課税事業年度」欄） 385万8668円

上記金額は、地方法人税法10条の規定により、8769万7000円（前記（1）の課税標準法人税額）に100分の4.4の税率を乗じて計算した金額である。

- (3) 差引地方法人税額（別表4⑤の「平成28年9月課税事業年度」欄） 385万8600円

上記金額は、前記（2）の金額について通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

- (4) 既に納付の確定した地方法人税額 (別表4⑦の「平成28年9月課税事業年度」欄)

382万8700円

上記金額は、平成28年9月課税事業年度の地方法人税の確定申告書(乙21)に記載された差引地方法人税額と同額である。

- (5) 更正処分により納付すべき地方法人税額 (別表4⑧の「平成28年9月課税事業年度」欄)

2万9900円

上記金額は、前記(3)の金額から前記(4)の金額を控除した金額であり、平成28年9月課税事業年度の地方法人税に係る更正処分(甲3の2)により原告が納付すべきこととなった地方法人税額である。

3 平成29年9月課税事業年度 (別表4「平成29年9月課税事業年度」欄)

- (1) 課税標準法人税額 (別表4③の「平成29年9月課税事業年度」欄)

1億3493万1000円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

- ア 申告による課税標準法人税額 (別表4①の「平成29年9月課税事業年度」欄)

1億3305万円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成29年11月30日に提出した平成29年9月課税事業年度の地方法人税の確定申告書(乙22)に記載された課税標準法人税額である。

- イ 課税標準法人税額に加算される金額 (別表4②の「平成29年9月課税事業年度」欄)

188万1000円

上記金額は、平成29年9月期の法人税更正処分(甲1の6)により増加した所得金額に対する法人税額であり、平成29年9月課税事業年度の課税標準法人税額に加算される金額である(甲3の3の「課税標準法人税額3」欄の「申告又は更正前の金額」欄と「更正又は決定の金額」欄の差額と同じ。)

- (2) 所得地方法人税額 (別表4④の「平成29年9月課税事業年度」欄) 593万6964円

上記金額は、地方法人税法10条の規定により、1億3493万1000円(前記(1)の課税標準法人税額)に100分の4.4の税率を乗じて計算した金額である。

- (3) 差引地方法人税額 (別表4⑤の「平成29年9月課税事業年度」欄) 593万6900円

上記金額は、前記(2)の金額を通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

- (4) 既に納付の確定した地方法人税額 (別表4⑦の「平成29年9月課税事業年度」欄)

585万4200円

上記金額は、平成29年9月課税事業年度の地方法人税の確定申告書(乙22)に記載された差引地方法人税額と同額である。

- (5) 更正処分により納付すべき地方法人税額 (別表4⑧の「平成29年9月課税事業年度」欄)

8万2700円

上記金額は、前記(3)の金額から前記(4)の金額を控除した金額であり、平成29年9月課税事業年度の地方法人税に係る更正処分(甲3の3)により原告が納付すべきこととなった地方法人税額である。

第4 本件消費税等各更正処分の税額の算定根拠

原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準、控除対象仕入税額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

1 平成24年9月課税期間（別表5「平成24年9月課税期間」欄）

（1）課税標準額（別表5①の「平成24年9月課税期間」欄） 29億9415万2000円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成24年12月10日に提出した平成24年9月課税期間の消費税等の修正申告書（乙25の2）に記載された課税標準額である。

（2）課税標準額に対する消費税額（別表5②の「平成24年9月課税期間」欄）

1億1976万6080円

消費税法29条（平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。）の規定により、税率100分の4の税率を乗じて計算した金額である。

（3）申告による控除税額（別表5③の「平成24年9月課税期間」欄） 7068万7593円

上記金額は、平成24年9月課税期間の消費税等の修正申告書（乙25の2）に記載された控除税額と同額である。

（4）水増し外注費に係る控除対象仕入税額（別表5④の「平成24年9月課税期間」欄）

35万9200円

上記金額は、前記第1の1（1）イに係る消費税額であり、仕入税額控除の対象とならない金額である。

（5）控除税額（別表5⑤の「平成24年9月課税期間」欄） 7032万8393円

上記金額は、前記（3）の金額から前記（4）の金額を差し引いた金額である。

（6）差引税額（別表5⑥の「平成24年9月課税期間」欄） 4943万7600円

上記金額は、前記（2）の金額から（5）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。）である。

（7）既に納付の確定した消費税額（別表5⑦の「平成24年9月課税期間」欄）

4907万8400円

上記金額は、平成24年9月課税期間の消費税等の修正申告書（乙25の2）の「差引税額（②+③-⑦）⑨」欄に記載された金額である。

（8）差引納付すべき消費税額（別表5⑧の「平成24年9月課税期間」欄） 35万9200円

上記金額は、前記（6）の金額から前記（7）の金額を控除した金額である。

（9）地方消費税の課税標準額（別表5⑨の「平成24年9月課税期間」欄）

4943万7600円

上記金額は、地方税法（平成24年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）72条の77第2号及び77条の82の規定に基づき、課税標準額に対する消費税額から控除税額を控除した税額を課税標準額とすることとされているので、別表5⑥の「平成24年9月課税期間」欄の金額が課税標準となる。

（10）譲渡割額（別表5⑩の「平成24年9月課税期間」欄）

1235万9400円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記（9）の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

（11）既に納付の確定した譲渡割額（別表5⑪の「平成24年9月課税期間」欄）

1226万9600円

上記金額は、平成24年9月課税期間の消費税等の修正申告書（乙25の2）の「譲渡割

額（納税額）⑩」欄に記載された金額である。

- (12) 差引納付すべき譲渡割額（別表5⑫の「平成24年9月課税期間」欄） 8万9800円

上記金額は、前記（10）の金額から前記（11）の金額を控除した金額である。

- (13) 更正処分により納付すべき消費税等の額（別表5⑬の「平成24年9月課税期間」欄）

44万9000円

上記金額は、前記（8）の金額と前記（12）の金額の合計額で、平成24年9月課税期間の消費税等の更正処分（甲4の1）により原告が納付すべきこととなった消費税等の額である。

2 平成25年9月課税期間（別表5「平成25年9月課税期間」欄）

- (1) 課税標準額（別表5①の「平成25年9月課税期間」欄） 28億7564万6000円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成25年12月2日に提出した平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書（乙26）に記載された課税標準額である。

- (2) 課税標準額に対する消費税額（別表5②の「平成25年9月課税期間」欄）

1億1502万5840円

上記金額は、消費税法29条の規定により、税率100分の4の税率を乗じて計算した金額である。

- (3) 申告による控除税額（別表5③の「平成25年9月課税期間」欄） 7849万8615円

上記金額は、平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書（乙26）に記載された控除税額と同額である。

- (4) 水増し外注費に係る控除対象仕入税額（別表5④の「平成25年9月課税期間」欄）

63万1501円

上記金額は、前記第1の2（1）イに係る消費税額であり、仕入税額控除の対象とならない金額である。

- (5) 控除税額（別表5⑤の「平成25年9月課税期間」欄） 7786万7114円

上記金額は、前記（3）の金額から前記（4）の金額を差し引いた金額である。

- (6) 差引税額（別表5⑥の「平成25年9月課税期間」欄） 3715万8700円

上記金額は、前記（2）の金額から（5）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。）である。

- (7) 既に納付の確定した消費税額（別表5⑦の「平成25年9月課税期間」欄）

3652万7200円

上記金額は、平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書（乙26）の「差引税額（②+③-⑦）⑨」欄に記載された金額である。

- (8) 差引納付すべき消費税額（別表5⑧の「平成25年9月課税期間」欄） 63万1500円

上記金額は、前記（6）の金額から前記（7）の金額を控除した金額である。

- (9) 地方消費税の課税標準額（別表5⑨の「平成25年9月課税期間」欄）

3715万8700円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び77条の82の規定に基づき、課税標準額に対する消費税額から控除税額を控除した税額を課税標準額とすることとされているので、別表5⑥の「平成25年9月課税期間」欄の金額が課税標準となる。

- (10) 譲渡割額（別表5⑩の「平成25年9月課税期間」欄）

928万9600円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(9)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。)である。

- (11) 既に納付の確定した譲渡割額(別表5⑪の「平成25年9月課税期間」欄)

913万1800円

上記金額は、平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書(乙26)の「譲渡割額(納税額)⑫」欄に記載された金額である。

- (12) 差引納付すべき譲渡割額(別表5⑫の「平成25年9月課税期間」欄) 15万7800円

上記金額は、前記(10)の金額から前記(11)の金額を控除した金額である。

- (13) 更正処分により納付すべき消費税等の額(別表5⑬の「平成25年9月課税期間」欄)

78万9300円

上記金額は、前記(8)の金額と前記(12)の金額の合計額で、平成25年9月課税期間の消費税等の更正処分(甲4の2)により原告が納付すべきこととなった消費税等の額である。

3 平成26年9月課税期間(別表5「平成26年9月課税期間」)

- (1) 課税標準額(別表5①の「平成26年9月課税期間」欄) 32億6307万8000円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成27年6月10日に提出した平成26年9月課税期間の消費税等の修正申告書(乙27の2)に記載された課税標準額である。

なお、消費税法の改正に伴い税率に変更があり、税率ごとの課税標準額は次のア及びイの金額である。

ア 税率4%適用分 26億8997万3000円

イ 税率6.3%適用分 5億7310万5000円

- (2) 課税標準額に対する消費税額(別表5②の「平成26年9月課税期間」欄)

1億4370万4535円

上記金額は、消費税法29条(平成27法律第9号による改正前のもの。)の規定により、前記(1)ア及びイの金額にそれぞれ税率100分の4又は税率100分の6.3の税率を乗じて計算した金額の合計金額であり、内訳は次のとおりである。

ア 税率4%適用分 1億0759万8920円

イ 税率6.3%適用分 3610万5615円

- (3) 申告による控除税額(別表5③の「平成26年9月課税期間」欄) 9996万9969円

上記金額は、平成26年9月課税期間の消費税等の修正申告書(乙27の2)に記載された控除税額と同額であり、次のア及びイの合計額となっている。

ア 税率4%適用分 6279万8035円

イ 税率6.3%適用分 3717万1934円

- (4) 水増し外注費に係る控除対象仕入税額(別表5④の「平成26年9月課税期間」欄)

42万4298円

上記金額は、前記第1の3(1)イに係る消費税額であり、仕入税額控除の対象とならない金額であり、内訳は次のとおりである。

ア 税率4%適用分 24万7940円

イ 税率6.3%適用分 17万6358円

- (5) 控除税額（別表5⑤の「平成26年9月課税期間」欄） 9954万5671円
 上記金額は、前記（3）の金額から前記（4）の金額を差し引いた金額であり、内訳は次のとおりである。
- ア 税率4%適用分 6255万0095円
 イ 税率6.3%適用分 3699万5576円
- (6) 差引税額（別表5⑥の「平成26年9月課税期間」欄） 4415万8800円
 上記金額は、前記（2）の金額から（5）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。）であり、内訳は次のとおりである。
- ア 税率4%適用分 4504万8825円
 イ 税率6.3%適用分 △88万9961円
- (7) 既に納付の確定した消費税額（別表5⑦の「平成26年9月課税期間」欄） 4373万4500円
 上記金額は、平成26年9月課税期間の消費税等の修正申告書（乙27の2）の「差引税額（②+③-⑦）⑨」欄に記載された金額である。
- (8) 差引納付すべき消費税額（別表5⑧の「平成26年9月課税期間」欄） 42万4300円
 上記金額は、前記（6）の金額から前記（7）の金額を控除した金額である。
- (9) 地方消費税の課税標準額（別表5⑨の「平成26年9月課税期間」欄） 4415万8800円
 上記金額は、地方税法（平成24年法律第69号による改正後のもの。以下同じ。）72条の77第2号及び77条の82の規定に基づき、課税標準額に対する消費税額から控除税額を控除した税額を課税標準額とすることとされているので、別表5⑥の「平成26年9月課税期間」欄の金額が課税標準となる。
- ア 税率4%適用分 4504万8825円
 イ 税率6.3%適用分 △88万9961円
- (10) 譲渡割額（別表5⑩の「平成26年9月課税期間」欄） 1102万2000円
 上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記（9）アの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額と前記（9）イに税率63分の17を乗じて算出した金額の合計金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。）である。
- ア 税率4%適用分 1126万2206円
 イ 税率6.3%適用分 △24万0148円
- (11) 既に納付の確定した譲渡割額（別表5⑪の「平成26年9月課税期間」欄） 1091万2400円
 上記金額は、平成26年9月課税期間の消費税等の修正申告書（乙27の2）の「譲渡割額（納税額）⑳」欄に記載された金額である。
- (12) 差引納付すべき譲渡割額（別表5⑫の「平成26年9月課税期間」欄） 10万9600円
 上記金額は、前記（10）の金額から前記（11）の金額を控除した金額である。
- (13) 更正処分により納付すべき消費税等の額（別表5の⑬「平成26年9月課税期間」欄） 53万3900円

上記金額は、前記（８）の金額と前記（１２）の金額の合計額で、平成２６年９月課税期間の消費税等の更正処分（甲４の３）により原告が納付すべきこととなった消費税等の額である。

４ 平成２７年９月課税期間（別表５「平成２７年９月課税期間」）

（１）課税標準額（別表５①の「平成２７年９月課税期間」欄） ４３億１５２３万３０００円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成２７年１１月３０日に提出した平成２７年９月課税期間の消費税等の確定申告書（乙２８）に記載された課税標準額であり、税率ごとの課税標準額は次のア及びイの金額である。

ア 税率４％適用分 ４億５２６５万円

イ 税率６．３％適用分 ３８億６２５８万３０００円

（２）課税標準額に対する消費税額（別表５②の「平成２７年９月課税期間」欄）

２億６１４４万８７２９円

上記金額は、消費税法２９条の規定により、前記（１）ア及びイの金額にそれぞれ税率１００分の４又は税率１００分の６．３の税率を乗じて計算した金額の合計金額である。

ア 税率４％適用分 １８１０万６０００円

イ 税率６．３％適用分 ２億４３３４万２７２９円

（３）申告による控除税額（別表５③の「平成２７年９月課税期間」欄）

１億９３１４万２９２１円

上記金額は、平成２７年９月課税期間の消費税等の確定申告書（乙２８）に記載された控除税額と同額であり、内訳は次のとおりである。

ア 税率４％適用分 １２６万５５５６円

イ 税率６．３％適用分 １億９１８７万７３６５円

（４）水増し外注費に係る控除対象仕入税額（別表５④の「平成２７年９月課税期間」欄）

９１万２３６７円

上記金額は、前記第１の４（１）イに係る消費税額であり、仕入税額控除の対象とならない金額である。

ア 税率４％適用分 ０円

イ 税率６．３％適用分 ９１万２３６７円

（５）控除税額（別表５⑤の「平成２７年９月課税期間」欄） １億９２２３万０５５４円

上記金額は、前記（３）の金額から前記（４）の金額を差し引いた金額であり、内訳は次のとおりである。

ア 税率４％適用分 １２６万５５５６円

イ 税率６．３％適用分 １億９０９６万４９９８円

（６）差引税額（別表５⑥の「平成２７年９月課税期間」欄） ６９２１万８１００円

上記金額は、前記（２）の金額から（５）の金額を控除した金額（ただし、通則法１１９条１項の規定に基づき１００円未満の端数を切り捨てた後の金額。）であり、内訳は次のとおりである。

ア 税率４％適用分 １６８４万０４４４円

イ 税率６．３％適用分 ５２３７万７７３１円

（７）既に納付の確定した消費税額（別表５⑦の「平成２７年９月課税期間」欄）

6830万5800円

上記金額は、平成27年9月課税期間の消費税等の確定申告書（乙28）の「差引税額（②+③-⑦）⑨」欄に記載された金額である。

- (8) 差引納付すべき消費税額（別表5⑧の「平成27年9月課税期間」欄）91万2300円

上記金額は、前記（6）の金額から前記（7）の金額を控除した金額である。

- (9) 地方消費税の課税標準額（別表5⑨の「平成27年9月課税期間」欄）

6921万8100円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び77条の82の規定に基づき、課税標準額に対する消費税額から控除税額を控除した税額を課税標準額とすることとされているので、別表5⑥の「平成27年9月課税期間」欄の金額が課税標準となる。

ア 税率4%適用分 1684万0444円

イ 税率6.3%適用分 5237万7731円

- (10) 譲渡割額（別表5⑩の「平成27年9月課税期間」欄）1834万3700円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記（9）アの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額と前記（9）イに税率63分の17を乗じて算出した金額の合計金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。）である。

ア 税率4%適用分 421万0111円

イ 税率6.3%適用分 1413万3673円

- (11) 既に納付の確定した譲渡割額（別表5⑪の「平成27年9月課税期間」欄）

1809万7500円

上記金額は、平成27年9月課税期間の消費税等の確定申告書（乙28）の「譲渡割額（納税額）⑫」欄に記載された金額である。

- (12) 差引納付すべき譲渡割額（別表5⑫の「平成27年9月課税期間」欄）24万6200円

上記金額は、前記（10）の金額から前記（11）の金額を控除した金額である。

- (13) 更正処分により納付すべき消費税等の額（別表5⑬の「平成27年9月課税期間」欄）

115万8500円

上記金額は、前記（8）の金額と前記（12）の金額の合計額で、平成27年9月課税期間の消費税等の更正処分（甲4の4）により原告が納付すべきこととなった消費税等の額である。

5 平成28年9月課税期間（別表5「平成28年9月課税期間」欄）

- (1) 課税標準額（別表5①の「平成28年9月課税期間」欄）36億2969万4000円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成28年11月29日に提出した平成28年9月課税期間の消費税等の確定申告書に（乙29）記載された課税標準額であり、税率ごとの課税標準額は次のア及びイの金額である。

ア 税率4%適用分 0円

イ 税率6.3%適用分 36億2969万4000円

- (2) 課税標準額に対する消費税額（別表5②の「平成28年9月課税期間」欄）

2億2867万0722円

上記金額は、消費税法29条の規定により、前記（1）の金額に税率100分の6.3の

税率を乗じて計算した金額である。

(3) 申告による控除税額 (別表 5 ③の「平成 28 年 9 月課税期間」欄)

1 億 4 6 2 9 万 8 9 7 0 円

上記金額は、平成 28 年 9 月課税期間の消費税等の確定申告書(乙 29)に記載された控除税額と同額であり、内訳は次のとおりである。

ア 税率 4 %適用分 5 7 万 5 7 7 0 円

イ 税率 6. 3 %適用分 1 億 4 5 7 2 万 3 2 0 0 円

(4) 水増し外注費に係る控除対象仕入税額 (別表 5 ④の「平成 28 年 9 月課税期間」欄)

2 6 万 2 6 1 0 円

上記金額は、前記第 1 の 5 (1) イに係る消費税額であり、仕入税額控除の対象とならない金額である。

ア 税率 4 %適用分 0 円

イ 税率 6. 3 %適用分 2 6 万 2 6 1 0 円

(5) 控除税額 (別表 5 ⑤の「平成 28 年 9 月課税期間」欄) 1 億 4 6 0 3 万 6 3 6 0 円

上記金額は、前記 (3) の金額から前記 (4) の金額を差し引いた金額であり、内訳は次のとおりである。

ア 税率 4 %適用分 5 7 万 5 7 7 0 円

イ 税率 6. 3 %適用分 1 億 4 5 4 6 万 0 5 9 0 円

(6) 差引税額 (別表 5 ⑥の「平成 28 年 9 月課税期間」欄) 8 2 6 3 万 4 3 0 0 円

上記金額は、前記 (2) の金額から (5) の金額を控除した金額 (ただし、通則法 119 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後の金額。) であり、内訳は次のとおりである。

ア 税率 4 %適用分 △ 5 7 万 5 7 7 0 円

イ 税率 6. 3 %適用分 8 3 2 1 万 0 1 3 2 円

(7) 既に納付の確定した消費税額 (別表 5 ⑦の「平成 28 年 9 月課税期間」欄)

8 2 3 7 万 1 7 0 0 円

上記金額は、平成 28 年 9 月課税期間の消費税等の確定申告書 (乙 29) の「差引税額 (②+③-⑦) ⑨」欄に記載された金額である。

(8) 差引納付すべき消費税額 (別表 5 ⑧の「平成 28 年 9 月課税期間」欄) 2 6 万 2 6 0 0 円

上記金額は、前記 (6) の金額から前記 (7) の金額を控除した金額である。

(9) 地方消費税の課税標準額 (別表 5 ⑨の「平成 28 年 9 月課税期間」欄)

8 2 6 3 万 4 3 0 0 円

上記金額は、地方税法 72 条の 77 第 2 号及び 77 条の 82 の規定に基づき、課税標準額に対する消費税額から控除税額を控除した税額を課税標準額とすることとされているので、別表 5 ⑥の「平成 28 年 9 月課税期間」欄の金額が課税標準となる。

ア 税率 4 %適用分 △ 5 7 万 5 7 7 0 円

イ 税率 6. 3 %適用分 8 3 2 1 万 0 1 3 2 円

(10) 譲渡割額 (別表 5 ⑩の「平成 28 年 9 月課税期間」欄) 2 2 3 0 万 9 5 0 0 円

上記金額は、地方税法 72 条の 83 の規定に基づき、前記 (9) アの金額に税率 1 0 0 分の 2 5 を乗じて算出した金額と前記 (9) イに税率 6 3 分の 1 7 を乗じて算出した金額の合

計金額（ただし、通則法１１９条１項の規定に基づき１００円未満の端数を切り捨てた後の金額。）である。

ア 税率４％適用分 １４万３９４２円

イ 税率６．３％適用分 ２２４万５３５２円

(11) 既に納付の確定した譲渡割額（別表５⑪の「平成２８年９月課税期間」欄）

２２２万３８７０円

上記金額は、平成２８年９月課税期間の消費税等の確定申告書（乙２９）の「譲渡割額（納税額）②」欄に記載された金額である。

(12) 差引納付すべき譲渡割額（別表５⑫の「平成２８年９月課税期間」欄） ７万０８００円

上記金額は、前記（１０）の金額から前記（１１）の金額を控除した金額である。

(13) 更正処分により納付すべき消費税等の額（別表５⑬の「平成２８年９月課税期間」欄）

３３万３４００円

上記金額は、前記（８）の金額と前記（１２）の金額の合計額で、平成２８年９月課税期間の消費税等の更正処分（甲第４号証の５）により原告が納付すべきこととなった消費税等の額である。

６ 平成２９年９月課税期間（別表５「平成２９年９月期課税期間」欄）

(１) 課税標準額（別表５①の「平成２９年９月期課税期間」欄） ４８億５７７６万５０００円

上記金額は、原告が、仙台北税務署長に対し、平成２９年１１月３０日に提出した平成２９年９月課税期間の消費税等の確定申告書（乙３０）に記載された課税標準額であり、税率ごとの課税標準額は次のア及びイの金額である。

ア 税率４％適用分 ０円

イ 税率６．３％適用分 ４８億５７７６万５０００円

(２) 課税標準額に対する消費税額（別表５②の「平成２９年９月期課税期間」欄）

３億０６０３万９１９５円

上記金額は、消費税法２９条の規定により、前記（１）の金額に税率１００分の６．３の税率を乗じて計算した金額である。

(３) 申告による控除税額（別表５③の「平成２９年９月期課税期間」欄）

２億７２７２万５６３０円

上記金額は、平成２９年９月課税期間の消費税等の確定申告書に記載された控除税額と同額であり、内訳は次のとおりである。

ア 税率４％適用分 ３６万５１６５円

イ 税率６．３％適用分 ２億７２３６万０４６５円

(４) 水増し外注費に係る控除対象仕入税額（別表５④の「平成２９年９月期課税期間」欄）

５２万３３７１円

上記金額は、前記第１の６（１）イに係る消費税額であり、仕入税額控除の対象とならない金額である。

ア 税率４％適用分 ０円

イ 税率６．３％適用分 ５２万３３７１円

(５) 控除税額（別表５⑤の「平成２９年９月期課税期間」欄） ２億７２２０万２２５９円

上記金額は、前記（３）の金額から前記（４）の金額を差し引いた金額であり、内訳は次

のとおりである。

ア 税率4%適用分 36万5165円

イ 税率6.3%適用分 2億7183万7094円

(6) 差引税額(別表5⑥の「平成29年9月期課税期間」欄) 3383万6900円

上記金額は、前記(2)の金額から(5)の金額を控除した金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。)であり、内訳は次のとおりである。

ア 税率4%適用分 △36万5165円

イ 税率6.3%適用分 3420万2101円

(7) 既に納付の確定した消費税額(別表5⑦の「平成29年9月期課税期間」欄)

3331万3500円

上記金額は、平成29年9月課税期間の消費税等の確定申告書(乙30)の「差引税額(②+③-⑦)⑨」欄に記載された金額である。

(8) 差引納付すべき消費税額(別表5⑧の「平成29年9月期課税期間」欄)

52万3400円

上記金額は、前記(6)の金額から前記(7)の金額を控除した金額である。

(9) 地方消費税の課税標準額(別表5⑨の「平成29年9月期課税期間」欄)

3383万6900円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び77条の82の規定に基づき、課税標準額に対する消費税額から控除税額を控除した税額を課税標準額とすることとされているので、別表5⑥の「平成29年9月期課税期間」欄の金額が課税標準となる。

ア 税率4%適用分 △36万5165円

イ 税率6.3%適用分 3420万2101円

(10) 譲渡割額(別表5⑩の「平成29年9月期課税期間」欄) 913万7800円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(9)アの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額と前記(9)イに税率63分の17を乗じて算出した金額の合計金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。)である。

ア 税率4%適用分 △9万1291円

イ 税率6.3%適用分 922万9138円

(11) 既に納付の確定した譲渡割額(別表5⑪の「平成29年9月期課税期間」欄)

899万6600円

上記金額は、平成29年9月課税期間の消費税等の確定申告書(乙30)の「譲渡割額(納税額)⑳」欄に記載された金額である。

(12) 差引納付すべき譲渡割額(別表5⑫の「平成29年9月期課税期間」欄)

14万1200円

上記金額は、前記(10)の金額から前記(11)の金額を控除した金額である。

(13) 更正処分により納付すべき消費税等の額(別表5⑬の「平成29年9月期課税期間」欄)

66万4600円

上記金額は、前記(8)の金額と前記(12)の金額の合計額で、平成29年9月課税期

間の消費税等の更正処分（甲４の６）により原告が納付すべきこととなった消費税等の額である。

第５ 本件各賦課決定処分のうち、過少申告加算税相当額の算定根拠

１ 本件法人税各更正処分に係る過少申告加算税に相当する金額（別表２各「⑬」欄）

（１）平成２４年９月期 ２６万９０００円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額２６９万円（２６９万４０００円（別表２⑬「平成２４年９月期」欄、前記第１の１（６））について、通則法１１８条３項の規定に基づき１万円未満の端数を切り捨て後のもの。同項の規定は以下同じ。）に１００分の１０を乗じて計算した金額である。

（２）平成２５年９月期 ３８万円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額３８０万円（３８０万６９００円（別表２⑬「平成２５年９月期」欄、前記第１の２（６））に１００分の１０を乗じて計算した金額である。

（３）平成２６年９月期 １９万２０００円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額１９２万円（１９２万９８００円（別表２⑬「平成２６年９月期」欄、前記第１の３（６））に１００分の１０を乗じて計算した金額である。

（４）平成２７年９月期 ３５万円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額３５０万円（３５０万８５００円（別表２⑬「平成２７年９月期」欄、前記第１の４（６））に１００分の１０を乗じて計算した金額である。

（５）平成２８年９月期 ６万８０００円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額６８万円（６８万１１００円（別表２⑬「平成２８年９月期」欄、前記第１の５（６））に１００分の１０を乗じて計算した金額である。

（６）平成２９年９月期 １８万８０００円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額１８８万円（１８８万０９００円（別表２⑬「平成２９年９月期」欄、前記第１の６（６））に１００分の１０を乗じて計算した金額である。

２ 本件復興特別法人税各更正処分に係る過少申告加算税に相当する金額（別表３各「⑨」欄）

（１）平成２５年９月課税事業年度 ３万８０００円

当該課税事業年度の復興特別法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる復興特別法人税額３８万円（３８万０７００円（別表３⑨「平成２５年９月課税事業年度」欄、前記第２の１（６））について、通則法１１８条３項の規定に基づき１万円未満の端数を切り捨て後のもの。同項の規定は以下同じ。）に１００分の１０を乗じて計算した金額である。

（２）平成２６年９月課税事業年度 １万９０００円

当該課税事業年度の復興特別法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる復興特別法人税額１９万円（１９万３０００円（別表３⑨「平成２６年９月課税事業年度」欄、前記第２の２（６））に１００分の１０を乗じて計算した金額である。

３ 本件地方法人税各更正処分に係る過少申告加算税に相当する金額（別表４各「⑨」欄）

- (1) 平成27年9月課税事業年度 1万5000円
 当該課税事業年度の地方法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる地方法人税額15万円(15万4400円(別表4⑧「平成27年9月課税事業年度」欄、前記第3の1(5)))について、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨て後のもの。同項の規定は以下同じ。)に100分の10を乗じて計算した金額である。
- (2) 平成28年9月課税事業年度 0円
 当該課税事業年度の地方法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる地方法人税額2万円(2万9900円(別表4⑧「平成28年9月課税事業年度」欄、前記第3の2(5)))に100分の10を乗じて計算した金額は2000円であるところ、通則法119条4項の規定に基づき、加算税の額が5000円未満である場合はその全額が切り捨てられる。
- (3) 平成29年9月課税事業年度 8000円
 当該課税事業年度の地方法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる地方法人税額8万円(8万2700円(別表4⑧「平成29年9月課税事業年度」欄、前記第3の3(5)))に100分の10を乗じて計算した金額である。
- 4 本件消費税等各更正処分に係る過少申告加算税に相当する金額(別表5各「⑭」欄)
- (1) 平成24年9月課税期間 4万4000円
 当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額44万円(44万9000円(別表5⑬「平成24年9月課税期間」欄、前記第4の1(13)))について、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨て後のもの。同項の規定は以下同じ。)に100分の10を乗じて計算した金額である。
- (2) 平成25年9月課税期間 7万8000円
 当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額78万円(78万9300円(別表5⑬「平成25年9月課税期間」欄、前記第4の2(13)))に100分の10を乗じて計算した金額である。
- (3) 平成26年9月課税期間 5万3000円
 当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額53万円(53万3900円(別表5⑬「平成26年9月課税期間」欄、前記第4の3(13)))に100分の10を乗じて計算した金額である。
- (4) 平成27年9月課税期間 11万5000円
 当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額115万円(115万8500円(別表5⑬「平成27年9月課税期間」欄、前記第4の4(13)))に100分の10を乗じて計算した金額である。
- (5) 平成28年9月課税期間 3万3000円
 当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額33万円(33万3400円(別表5⑬「平成28年9月課税期間」欄、前記第4の5(13)))に100分の10を乗じて計算した金額である。
- (6) 平成29年9月課税期間 6万6000円
 当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額66万円(66万4600円(別表5⑬「平成29年9月課税期間」欄、前記第4の6(1

3)) に 100 分の 10 を乗じて計算した金額である。

以上

本件各賦課決定処分の根拠

1 本件法人税各重加算税賦課決定処分の根拠

原告に課されるべき法人税の重加算税の額は、通則法 68 条 1 項に基づき、以下のとおり計算した金額となる。

(1) 平成 24 年 9 月期 94 万 1500 円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額 269 万円（別紙 4 の第 1 の 1 (6) の 269 万 4000 円について、通則法 118 条 3 項の規定に基づき 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。同項の規定は以下同じ。）に 100 分の 35 を乗じて計算した金額である。

(2) 平成 25 年 9 月期 133 万 0000 円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額 380 万円（別紙 4 の第 1 の 2 (6)）に 100 分の 35 を乗じて計算した金額である。

(3) 平成 26 年 9 月期 67 万 2000 円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額 192 万円（別紙 4 の第 1 の 3 (6)）に 100 分の 35 を乗じて計算した金額である。

(4) 平成 27 年 9 月期 122 万 5000 円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額 350 万円（別紙 4 の第 1 の 4 (6)）に 100 分の 35 を乗じて計算した金額である。

(5) 平成 28 年 9 月期 23 万 8000 円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額 68 万円（別紙 4 の第 1 の 5 (6)）に 100 分の 35 を乗じて計算した金額である

(6) 平成 29 年 9 月期 65 万 8000 円

当該事業年度の法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる法人税額 188 万円（別紙 4 の第 1 の 6 (6)）に 100 分の 35 を乗じて計算した金額である

2 本件復興特別法人税各重加算税賦課決定処分の根拠

原告に課されるべき復興特別法人税の重加算税の額は、通則法 68 条 1 項に基づき、以下のとおり計算した金額となる。

(1) 平成 25 年 9 月課税事業年度 13 万 3000 円

当該課税事業年度の復興特別法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる復興特別法人税額 38 万円（別紙 4 の第 2 の 1 (6) の 38 万 0700 円について、通則法 118 条 3 項の規定に基づき 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。通則法の規定は以下同じ。）に 100 分の 35 を乗じて計算した金額である。

(2) 平成 26 年 9 月課税事業年度 6 万 6500 円

当該課税事業年度の復興特別法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる復興特別法人税額 19 万円（別紙 4 の第 2 の 2 (6)）に 100 分の 35 を乗じて計算した金額である。

3 本件地方法人税各重加算税賦課決定処分の根拠

原告に課されるべき地方法人税の重加算税の額は、通則法 68 条 1 項に基づき、以下のとおり

計算した金額となる。

- (1) 平成27年9月課税事業年度 5万2500円

当該課税事業年度の地方法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる地方法人税額15万円（別紙4の第3の1（5）の15万4400円について、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。通則法の規定は以下同じ。）に100分の35を乗じて計算した金額である。

- (2) 平成28年9月課税事業年度 7000円

当該課税事業年度の地方法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる地方法人税額2万円（別紙4の第3の2（5））に100分の35を乗じて計算した金額である。

- (3) 平成29年9月課税事業年度 2万8000円

当該課税事業年度の地方法人税に係る更正処分により新たに納付することとなる地方法人税額8万円（別紙4の第3の3（5））に100分の35を乗じて計算した金額である。

4 本件消費税等各重加算税賦課決定処分の根拠

原告に課されるべき消費税等の重加算税の額は、通則法68条1項に基づき、以下のとおり計算した金額となる。

- (1) 平成24年9月課税期間 15万4000円

当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額44万円（別紙4の第4の1（13）の44万9000円について、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。通則法の規定は以下同じ。）に100分の35を乗じて計算した金額である。

- (2) 平成25年9月課税期間 27万3000円

当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額78万円（別紙4の第4の2（13））に100分の35を乗じて計算した金額である。

- (3) 平成26年9月課税期間 18万5500円

当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額53万円（別紙4の第4の3（13））に100分の35を乗じて計算した金額である。

- (4) 平成27年9月課税期間 40万2500円

当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額115万円（別紙4の第4の4（13））に100分の35を乗じて計算した金額である。

- (5) 平成28年9月課税期間 11万5500円

当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額33万円（別紙4の第4の5（13））に100分の35を乗じて計算した金額である。

- (6) 平成29年9月課税期間 23万1000円

当該課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付することとなる消費税等の額66万円（別紙4の第4の6（13））に100分の35を乗じて計算した金額である。

以上

別表1-1

本件各処分等経緯一覧表

(1) 法人税

(単位:円)

事業年度	区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
平成24年 9月期	①確定申告	H24.12.10	464,423,456	138,322,000		
	②修正申告	H27.6.10	465,623,456	138,682,000		
	③賦課決定処分	H27.6.17			36,000	-
	④更正処分等	R1.7.29	474,603,456	141,376,000	-	941,500
	⑤審査請求	R1.10.25	465,623,456	138,682,000	-	0
	⑥裁決	R2.10.20	棄却			
平成25年 9月期	①確定申告	H25.12.11	177,582,244	44,396,400		
	②修正申告	H27.6.10	180,623,544	45,171,800		
	③賦課決定処分	H27.6.17			77,000	-
	④更正処分等	R1.7.29	195,552,444	48,978,700	-	1,330,000
	⑤審査請求	R1.10.25	180,623,544	45,171,800	-	0
	⑥裁決	R2.10.20	棄却			
平成26年 9月期	①確定申告	H26.12.8	378,944,975	95,576,800		
	②修正申告	H27.6.10	385,174,067	97,165,500		
	③賦課決定処分	H27.6.17			158,000	-
	④更正処分等	R1.7.29	392,742,067	99,095,300	-	672,000
	⑤審査請求	R1.10.25	385,174,067	97,165,500	-	0
	⑥裁決	R2.10.20	棄却			
平成27年 9月期	①確定申告	H27.11.30	732,014,089	185,729,500		
	④更正処分等	R1.7.29	745,773,589	189,238,000	-	1,225,000
	⑤審査請求	R1.10.25	732,014,089	185,729,500	-	0
	⑥裁決	R2.10.20	棄却			
平成28年 9月期	①確定申告	H28.11.29	367,065,091	86,953,500		
	④更正処分等	R1.7.29	369,915,291	87,634,600	-	238,000
	⑤審査請求	R1.10.25	367,065,091	86,953,500	-	0
	⑥裁決	R2.10.20	棄却			
平成29年 9月期	①確定申告	H29.11.30	571,464,704	133,011,100		
	④更正処分等	R1.7.29	579,502,604	134,892,000	-	658,000
	⑤審査請求	R1.10.25	571,464,704	133,011,100	-	0
	⑥裁決	R2.10.20	棄却			

別表1-2

本件各処分等経緯一覧表

(2) 復興特別法人税

(単位：円)

課税事業年度	区分	年月日	課税標準 法人税額	納付すべき 復興特別法人税額	過少申告 加算税	重加算税
平成25年 9月期	① 確定申告	H25.12.11	44,443,000	4,443,400		
	② 修正申告	H27.6.10	45,218,000	4,520,900		
	③ 賦課決定処分	H27.6.17			7,000	-
	④ 更正処分等	R1.7.29	49,025,000	4,901,600	-	133,000
	⑤ 審査請求	R1.10.25	45,218,000	4,520,900	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却			
平成26年 9月期	① 確定申告	H26.12.8	95,790,000	9,574,500		
	② 修正申告	H27.6.10	97,379,000	9,733,400		
	③ 賦課決定処分	H27.6.17			15,000	-
	④ 更正処分等	R1.7.29	99,309,000	9,926,400	-	66,500
	⑤ 審査請求	R1.10.25	97,379,000	9,733,400	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却			

(3) 地方法人税

(単位：円)

課税事業年度	区分	年月日	課税標準 法人税額	納付すべき 地方法人税額	過少申告 加算税	重加算税
平成27年 9月期	① 確定申告	H27.11.30	185,823,000	8,176,200		
	④ 更正処分等	R1.7.29	189,332,000	8,330,600	-	52,500
	⑤ 審査請求	R1.10.25	185,823,000	8,176,200	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却			
平成28年 9月期	① 確定申告	H28.11.29	87,016,000	3,828,700		
	④ 更正処分等	R1.7.29	87,697,000	3,858,600	-	7,000
	⑤ 審査請求	R1.10.25	87,016,000	3,828,700	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却			
平成29年 9月期	① 確定申告	H29.11.30	133,050,000	5,854,200		
	④ 更正処分等	R1.7.29	134,931,000	5,936,900	-	28,000
	⑤ 審査請求	R1.10.25	133,050,000	5,854,200	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却			

別表1-3

本件各処分等経緯一覧表

(4) 消費税等

(単位:円)

課税期間	区分	年月日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	過少申告加算税	重加算税
平成24年 9月課税期間	① 確定申告	H24.11.30	1,838,343,000	24,455,233	49,078,400	12,269,600		
	② 修正申告	H24.12.10	2,994,152,000	70,545,982	49,078,400	12,269,600		
	④ 更正処分等	R1.7.29	2,994,152,000	70,186,782	49,437,600	12,359,400	-	154,000
	⑤ 審査請求	R1.10.25	2,994,152,000	70,545,982	49,078,400	12,269,600	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却					
平成25年 9月課税期間	① 確定申告	H25.12.2	2,875,646,000	78,498,615	36,527,200	9,131,800		
	④ 更正処分等	R1.7.29	2,875,646,000	77,867,114	37,158,700	9,289,600	-	273,000
	⑤ 審査請求	R1.10.25	2,875,646,000	78,498,615	36,527,200	9,131,800	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却					
平成26年 9月課税期間	① 確定申告	H26.12.1	3,260,649,000	99,969,951	43,581,500	10,871,100		
	② 修正申告	H27.6.10	3,263,078,000	99,969,969	43,734,500	10,912,400		
	③ 賦課決定処分	H27.6.17					19,000	
	④ 更正処分等	R1.7.29	3,263,078,000	99,545,671	44,158,800	11,022,000	-	185,500
	⑤ 審査請求	R1.10.25	3,263,078,000	99,969,969	43,734,500	10,912,400	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却					
平成27年 9月課税期間	① 確定申告	H27.11.30	4,315,233,000	193,142,921	68,305,800	18,097,500		
	④ 更正処分等	R1.7.29	4,315,233,000	192,230,554	69,218,100	18,343,700	-	402,500
	⑤ 審査請求	R1.10.25	4,315,233,000	193,142,921	68,305,800	18,097,500	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却					
平成28年 9月課税期間	① 確定申告	H28.11.29	3,629,694,000	146,298,970	82,371,700	22,238,700		
	④ 更正処分等	R1.7.29	3,629,694,000	146,036,360	82,634,300	22,309,500	-	115,500
	⑤ 審査請求	R1.10.25	3,629,694,000	146,298,970	82,371,700	22,238,700	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却					
平成29年 9月課税期間	① 確定申告	H29.11.30	4,857,765,000	272,714,806	33,313,500	8,996,600		
	④ 更正処分等	R1.7.29	4,857,765,000	272,191,435	33,836,900	9,137,800	-	231,000
	⑤ 審査請求	R1.10.25	4,857,765,000	272,714,806	33,313,500	8,996,600	-	0
	⑥ 裁 決	R2.10.20	棄 却					

別表 2

法人税の所得金額及び納付すべき税額

(単位: 円)

項 目	平成24年 9 月 期	平成25年 9 月 期	平成26年 9 月 期	平成27年 9 月 期	平成28年 9 月 期	平成29年 9 月 期
申告所得金額 ①	465,623,456	180,623,544	385,174,067	732,014,089	367,065,091	571,464,704
外注費の 過大計上 ②	8,980,000	15,790,000	9,000,000	14,485,186	4,170,000	8,311,111
横領損失 計上漏れ ③	△ 9,429,000	△ 16,579,500	△ 7,590,000	△ 17,588,000	△ 4,503,600	△ 6,696,000
損害賠償 請求権計 上漏れ ④	9,429,000	16,579,500	7,590,000	17,588,000	4,503,600	6,696,000
雑収入計 上漏れ ⑤	0	200	100	314	200	289
事業税等 認容 ⑥	0	△ 861,300	△ 1,432,100	△ 726,000	△ 1,320,000	△ 273,500
所得金額 (①+②+ ③+④+⑤ +⑥) ⑦	474,603,456	195,552,444	392,742,067	745,773,589	369,915,291	579,502,604
所得金額 に対する 法人税額 ⑧	141,420,900	49,025,760	99,309,210	189,332,115	87,697,685	134,931,468
控除対象 所得税額 ⑨	44,808	46,984	213,828	94,030	63,018	39,394
差引納付 すべき法 人税額 (⑧-⑨) ⑩	141,376,000	48,978,700	99,095,300	189,238,000	87,634,600	134,892,000
既に納付 の確定し た法人税 額 ⑪	138,682,000	45,171,800	97,165,500	185,729,500	86,953,500	133,011,100
更正処分 により納 付すべき 法人税額 (⑩-⑪) ⑫	2,694,000	3,806,900	1,929,800	3,508,500	681,100	1,880,900
過少申告 加算税に 相当する 金額 ⑬	269,000	380,000	192,000	350,000	68,000	188,000

(注1) ③欄及び⑥欄の「△」は減算を示す。

(注2) ⑩欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 3

復興特別法人税の課税標準法人税額及び納付すべき税額

(単位：円)

項 目		平成 25 年 9 月 課 税 事 業 年 度	平成 26 年 9 月 課 税 事 業 年 度
申告による課税標準 法 人 税 額	①	45,218,000	97,379,000
課税標準法人税額の 増 減 額	②	3,807,000	1,930,000
課 税 標 準 法 人 税 額 (① + ②)	③	49,025,000	99,309,000
復興特別法人税額	④	4,902,500	9,930,900
控 除 税 額	⑤	849	4,466
差引復興特別法人税 額 (④ - ⑤)	⑥	4,901,600	9,926,400
既に納付の確定した 復興特別法人税額	⑦	4,520,900	9,733,400
更正処分により納付 すべき復興特別法人 税 額 (⑥ - ⑦)	⑧	380,700	193,000
過少申告加算税に 相 当 す る 金 額	⑨	38,000	19,000

別表 4

地方法人税の課税標準法人税額及び納付すべき税額

(単位：円)

項 目		平成27年9月 課税事業年度	平成28年9月 課税事業年度	平成29年9月 課税事業年度
申告による課税標準法人税額	①	185,823,000	87,016,000	133,050,000
課税標準法人税額の増減額	②	3,509,000	681,000	1,881,000
課税標準法人税額 (①+②)	③	189,332,000	87,697,000	134,931,000
所得地方法人税額	④	8,330,608	3,858,668	5,936,964
差引地方法人税額	⑤	8,330,600	3,858,600	5,936,900
差引合計地方法人税額	⑥	8,330,600	3,858,600	5,936,900
既に納付の確定した地方法人税額	⑦	8,176,200	3,828,700	5,854,200
更正処分により納付すべき地方法人 税 額 (⑥ - ⑦)	⑧	154,400	29,900	82,700
過少申告加算税に相当する金額	⑨	15,000	0	8,000

別表 5

消費税等の課税標準額及び納付すべき税額

(単位：円)

項 目		平成24年9月 課税期間	平成25年9月 課税期間	平成26年9月 課税期間	平成27年9月 課税期間	平成28年9月 課税期間	平成29年9月 課税期間
消 費 税	申告による課税 標準額 (1,000 円未満切捨て)	① 2,994,152,000	2,875,646,000	3,263,078,000	4,315,233,000	3,629,694,000	4,857,765,000
	課税標準額に対 する消費税額	② 119,766,080	115,025,840	143,704,535	261,448,729	228,670,722	306,039,195
	申告による控除 税額	③ 70,687,593	78,498,615	99,969,969	193,142,921	146,298,970	272,725,630
	水増し外注費に 係る控除対象仕 入税額	④ 359,200	631,501	424,298	912,367	262,610	523,371
	控除税額 (③ - ④)	⑤ 70,328,393	77,867,114	99,545,671	192,230,554	146,036,360	272,202,259
	差引税額 (② - ⑤、100円未満 切捨て)	⑥ 49,437,600	37,158,700	44,158,800	69,218,100	82,634,300	33,836,900
	既に納付の確定 した消費税額	⑦ 49,078,400	36,527,200	43,734,500	68,305,800	82,371,700	33,313,500
	差引納付すべき 消費税額 (⑥ - ⑦)	⑧ 359,200	631,500	424,300	912,300	262,600	523,400
地 方 消 費 税	地方消費税の課 税標準額	⑨ 49,437,600	37,158,700	44,158,800	69,218,100	82,634,300	33,836,900
	譲渡割額 (納税額)	⑩ 12,359,400	9,289,600	11,022,000	18,343,700	22,309,500	9,137,800
	既に納付の確定 した譲渡割額	⑪ 12,269,600	9,131,800	10,912,400	18,097,500	22,238,700	8,996,600
	差引納付すべき 譲渡割額 (⑩ - ⑪)	⑫ 89,800	157,800	109,600	246,200	70,800	141,200
更正処分により納 付すべき消費税等 の額 (⑧ + ⑫)		⑬ 449,000	789,300	533,900	1,158,500	333,400	664,600
過少申告加算税に 相当する金額		⑭ 44,000	78,000	53,000	115,000	33,000	66,000

別紙 6 ～ 8 省略